

療養所の歴史を縁^{ふち}どる I

——ハンセン病をめぐる療養所でのフィールドワークから——

阿 部 安 成

0

2012 年の現在、日本国内には 13 のハンセン病にかかわる国立療養所があり、それぞれに園内で逐次刊行物が編集、発行されている。たとえば、国立療養所大島青松園（以下、ほかの療養所も、大島青松園、のとおり略記する）では『青松』、長島愛生園では『愛生』がその名である。大島青松園にゆくと、文化会館という建物にある図書室に、こうした逐次刊行物が他園のそれらとともに配架されていて、最近の号であればいつでも、だれでも読めるようになっている。

現在の『青松』は隔月刊。かつての月刊から発行回数が減ってしまったその理由は、おそらくだんだんと書き手が少なくなってきたからなのだろう。本稿執筆時点での最新号である通巻第 666 号第 69 巻第 5 号（2012 年 10 月）は、29 ページだった。このところの同誌の厚さは、だいたいこのページ数があらわすところとなる。巻末に「協和会日誌」が載る『青松』の構成は、だいぶ以前にまで遡ることができるだろう。

『青松』の来歴をすこし記しておこう。香川県木田郡庵治村の大島に療養所が設置されたときは 1909 年。同年に施行された法律第 11 号「癩予防ニ関スル件」とその関連法を根拠として、連合県立としての療養所が大島におかれ、第四区療養所と名づけられた。その後、大島療養所などと名称が変わり、さらに第二次世界大戦下に国立移管となり現在にいたっている。

この大島の療養所でおそらく最初に発行され、いま残っている逐次刊行物はキリスト教信徒団体の霊交会が発行した『霊交』で、その創刊は 1919 年のことと推測できる。ただし創刊号からしばらくは印刷物ではなく、現存しないそれらは筆による手書きの体裁だった。『霊

交』は現在、第 3 巻第 4 号(1922 年 10 月)以降の号が欠号をふくみながらも残っている¹⁾。おそらくこれが逐次刊行物創刊の嚆矢となり、それからしばらくあいたがあいた 1932 年に、自治組織の機関紙でありニュースでもある『報知大島』と、いくらか療養所当局の刊行物という性格をもった『藻汐草』という 2 つの逐次刊行物が創刊された。前者はそのほぼすべてがガリ版刷りで、後者はすべて活版印刷である。こうして大島の療養所での逐次刊行物を代表する 3 つの誌紙がそろった。

『報知大島』については、それがいつまで発行されたのかがわからない。現存分は、推定しうる発行年が 1941 年 8 月までである。『靈交』は 1940 年 12 月に「廃刊」が宣言され、『藻汐草』は 1944 年 6 月号に次号発行をもって「休刊」とするとの「予告」が掲載されたが、次号が出ることなく発行休止となった。おそらくこの『藻汐草』休刊によって、大島の療養所における逐次刊行物の発行はすべてなくなったとおもわれる。発行も刊行もどちらも印刷による形態にとらえると、大島では 1944 年にインクによる刷りものの逐次刊行がもはやなくなったのである。

大島で刊行物がなくなった第二次世界大戦の戦時下に、厳密に言えば刷りものではない手書き手づくりの「回覧雑誌」が登場したのである。『藻汐草』休刊から 5 か月後の 1944 年 11 月 30 日付で、「青松」という名の同人誌が登場した。ここにいう同人には医官も病者もふくまれる。こうしたすべて手製のメディアの継続は、療養所においても、また療養所の外を見渡してもこの戦時下には稀有のことだったのではないか。残念ながら手書き手づくりの『青松』はそのすべてが残ってはいない²⁾。現存分は、1948 年 9 月に出された第 44 巻までである。

1948 年 7 月 7 日付発行の活版刷り『青松』がある。二つ折見開きの 2 枚の裏表両面に印刷された 8 ページ立ての小冊子である。編集兼発行人は療養所職員の末沢政太、発行所は

1) 『靈交』は現在の靈交会代表たちの出資によって 2010 年にそのリプリント版が全 6 冊 + DVD1 枚としてつくられた。そこに収録された『靈交』の書誌情報と『靈交』の報せるところについては、阿部安成「史伝としての『靈交』—大島療養所基督教靈交会の機関紙を史料化する」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.132、2010 年 5 月)を参照。

2) 現存する手書きてづくり『青松』の書誌情報と掲載記事索引は、阿部安成、石居人也「後続への意志—国立療養所大島青松園での逐次刊行物のその後」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.116、2009 年 9 月)に収載。

青松編集部とみえる。1 ページ題字下には、「林文雄博士昇天一週年記念号」と記されている。ここに掲載された園長野島泰治の「林記念文庫開設に就いて」に、「大島に於て、博士は自ら病を持ちながら、其の勝れた文才を以て診療の余暇、病者の文芸指導に尽して呉れた。病者の回覧雑誌「青松」の今日在るは全く博士の御蔭と云つてよい」と記されている。博士林文雄は国立療養所大島青松園の医官だった。野島園長の稿にはまた、「君の死後遺言通りに「青松」追悼号が出たがこれは単なる園内回覧雑誌に過ぎない」ともみえ、林もその製作にかかわった手書き手づくりの『青松』誌上で彼の死への追悼がとりおこなわれたが、それとはべつに、しかしその誌名をもちいて、歿後一周年のこのときに活版刷りの『青松』を発行したのだろう。

この活版刷り『青松』が、1949年1月にまた登場した。「林文雄博士昇天一週年記念号」発行から半年後のことである。記念号と判型もおなじこの『青松』には、「六巻第一号通巻四七新年号」との巻号表記がみえる。これが現在も発行されている『青松』の始まりとなる。だがなぜ創刊号あるいは第1巻第1号ではなく、さきにみた中途の巻号数となったのだろうか。巻頭言ともいふべき野島園長執筆の稿は「青松生る」と題され、活版刷り『青松』の誕生を告げるとともに、かつてこの大島で「回覧雑誌「青松」を創刊」したことも想起されている。

すでにべつの稿にも記した指摘をくりかえすと、このときの『青松』が巻号の巻数が6であるところから遡ると、第1巻の発行は1944年となる。また、通巻47についても、現存はしないものの、手書き手づくりの『青松』は「23年末の第46号まで続き、活版刷り発行へ移り」³⁾との記述が正しいとすれば、活版刷り『青松』の通巻号数は手書き手づくり『青松』のそれに連続していることとなる（ただし、さきにみた林医官追悼号は数えられていない）。

現在は隔月刊として発行されている『青松』は、第二次世界大戦下に逐次刊行物の印刷発

³⁾ 国立療養所大島青松園入園者自治会編『閉ざされた島の昭和史－国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』（国立療養所大島青松園協和会（自治会）、1981年）所収の「文芸活動の歷程」を参照。なお手書き手づくりの『青松』は巻号表記が一定せず「第一号」「44巻」などと混在している。

行が停止した時期につくられた手書き手づくりの誌名を継いだ後継誌であり、また、さらにその母体を遡ってさぐると 1930 年代初頭に創刊された『藻汐草』にゆきつくのである。

こうした来歴をもつ『青松』にわたしの寄稿が許されたのは、『藻汐草』とおなじ年に創刊された『報知大島』のリプリント版作製について大島青松園の自治会を訪ね、その説明をするなかで大島に残る史料をめぐる文章を同誌上から発信する機会の提供としてだったようにおもう。2009 年 8 月発行の通巻第 647 号第 66 巻第 4 号から始まった連載が 2012 年には 20 回をこえ、このあたりで連載をまとめておこうという気になった。その理由には、だんだんと馬齢をかさねるにつれ自分で書いたことを忘れるようになったことがあり、また、ようやく『報知大島』のリプリント版が刊行されたことをきっかけとして、その読み方を記した本連載の稿をひろく発信したいとおもうようになったことがある。なお、連載をまとめるにあたって、文章にかんたんな修正と追記をほどこした。

本稿の表題にも、連載稿のそれである「療養所の歴史を縁どる」をもちいた。この表題に籠めた意図は、大島に残るあれこれの史料——これはあくまでも研究者用語であって、かわりに文書、記録、文献、図書、雑誌、手稿のどの語をあててもよいし、とりたててこれらのどれかに限定する必要もなく、わたしがおもに文字によるテキストを史料と考えているとわかればよい——にむきあいながら、それをもとにして療養所とそこに生きた療養者の生の歴史を考えてゆく枠組みを整える、といったところである。副題につけた「過去との乱取り」は、柔道という自由に技をかけあいながらの練習を想定している。大島の史料、大島をとりまく現状、現在のハンセン病をめぐるさまざまな考えやとらえ方など、それらがからみあうなかでの鍛錬を、大島で発行される『青松』誌上で試してみようという目論見だった。とくに理由はないが、この副題を本稿では省いた。

連載 3 年のあいだに、いくつもの驚くような史料に出会うこととなった。それらの情報を、『青松』誌上の連載や、本 Working Paper Series をとおしてできるかぎり迅速に発信してきた。大島の療養所や療養者たちについてのわたしの考えもすこしずつ整理されてきている。どれも、いま大島で暮らしている方々のご協力と、それによってあらたに、あらためて出会った史料と、いっしょに大島で作業をしている研究協力者たちの尽力によっている。

本稿はそうしたフィールドワークの記録でもある。

連載稿の転載にあたって、国立療養所大島青松園協和会（自治会）会長からの許可を得た。

『青松』への寄稿とその稿の転載を許して下さった自治会に感謝もうしあげる。

(1)

大島へゆく わたしは2004年3月下旬に初めて大島にわたり、そのときは園内の文化会館にある協和会（自治会）が保管してきた図書と、大島青松園内で発行された逐次刊行物の『藻汐草』をみて、それらの写真撮影をおこなって島をあとにした。その後も翌2005年2月上旬に再訪して、ひきつづき文化会館内の文献調査をおこなうとともに、園内のキリスト教霊交会の蔵書調査を始め、ついで2007年3月下旬には霊交会教会堂図書室で機関誌『霊交』の閲覧と撮影にかかり、2008年2月から2009年4月にかけては、霊交会への訪問は10回を数え、そのたびに少しずつ霊交会の蔵書目録をつくっていった。この目録は、滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 107「国立療養所大島青松園キリスト教霊交会蔵書についてー香川県大島の療養所を場とした知の蓄積と発信」（2009年3月）として発表し、またそれにかかわる論点を同No.109「大島の生、島をめぐるレターズー香川県大島の療養所を場とした知の動態」（2009年4月）に示した。

2009年度にはまず、4月3日から6日までの4日間の霊交会調査をおこなった。2日目の4月4日に、図書室右端の戸棚のなかにあった、図書と木箱がいっしょにくぐられた一群の史料の紐をほどいてみた。じつは3月の調査時にも、『基督に倣ひて』の背表紙がみえる図書などのひとくくりが目に入っていた。だがそのときは、すでに目録採録済みの分とおもうだけで気にもとめずそのままにしておいた。4月の調査時にあらためてそれをみると、固く縛られた細い紐縄にはほどかれたようすがない。かなり以前に整理されたままその後だれにも開かれずにきたが、それが2008年9月以降の書架改修にさいしてどこからか出てきて、それがまたあらためて書架の戸棚にしまわれたのではないかとおもった。

あらたな史料 この一群は、まずいちばんうえの、①右に『基督に倣ひて』（トマス・アケンピス著、中山昌樹訳、発行者河本哲夫、発行所新生堂、1924年）をいちばんうえとし

て積み重ねられたひとまとまりが、②左に手書き原稿をうえにして、そのなかにまた紐でくくられた『青松』などのまとまりがあり、それらのしたに③およそ B4 判の『報知大島』の一群があり、そのしたの④木箱に『藻汐草』や『靈交』が入っていた。

このときの調査ではほかにも、以前には気づかなかった蔵書をあらたにみつけることができた。みつける、といってもそれはわたしにとってそうだったにすぎず、靈交会の方々になれば、それらはずっと教会内にあったとわかっていた図書かもしれない。いつもその隅で作業をしている図書室の大きな机の抽斗を開けてみたところ、「大島靈交会蔵書印」の朱角印が押された『癩院創世』（1949 年）があった。大島青松園在住の土谷勉があらわした『癩院創世』は、S.M.エリクソン、三宅官之治、長田穂波の人物伝を軸としたもう 1 つの靈交會史といってよい内容の記録である。図書室には、すでにその 1 冊があり、療養所内では文化会館の書架にもあった。文化会館内のその表紙見返しには「謹呈／笠居さま／勉」と墨で書かれてあり、おそらく靈交會会員でもあった笠居誠一への著者からの寄贈本である。図書室机の抽斗にあったその 1 冊には、「謹呈／靈交會さま／勉」との墨書があり、これも著者から靈交會に贈られた図書だったとわかる。抽斗にはほかに、再版された『癩院創世』（1994 年）、靈交會の記念誌である『靈交會一創立五十周年記念誌』（1964 年）、長田穂波の『福音と歓喜 遺稿選集第一巻』（1950 年、3 冊）と『詩集 靈魂は羽ばたく』（1975 年、ろばのみみ復刻版）があった。すでにべつの 1 冊があったとはいえ、著者から靈交會に贈られた靈交會の史書といってよい『癩院創世』が図書室にあったことは、ほかにはかえがたい過去の痕跡にほかならず、それは土谷と靈交會とのつながりを確かなものとしてあらわす^{しるし}印なのである。

『報知大島』 靈交會での調査でみつけたいくつものあたらしい史料の 1 つに、さきにふれた『報知大島』がある。これはいまのところ、靈交會にしかない、ただ 1 つの史料である⁴⁾。

⁴⁾ のちに自治会事務所内でも『報知大島』がみつかる。これについては本稿につづいて発信する予定のⅡを参照。靈交會と自治會が所蔵する『報知大島』のリプリント版が 2012 年に発行された（近現代資料刊行会。監修、解説阿部安成）。

大島青松園では、自治会の歴史書がすでに刊行されている。大島青松園入園者自治会（協和会）が発行した、『閉ざされた島の昭和史—国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史』（1981年）がそれで、そこに収載された「年表 自治会・青松園関係」には、1932年3月15日の項に、「自治会ニュース「報知大島」第一号発行」とあり、この逐次刊行物について年表ではこのあとに、1936年11月18日に「印刷機で初めて「報知大島」印刷」とみえる記述だけとなる。本文でも年表の2つの出来事だけがとりあげられたにとどまり——「自治会ニュース「報知大島」半紙大を創刊したのもかれ〔大野〕とその姓のみが記されている——引用者による。以下同〕である（三月一五日）、「印刷所が活字をならべおわり、試験的に「報知大島」を刷った。さすがに活字である。謄写版とちがい鮮明で読みやすく、わずかの部数でおわるのが惜しまれた（一一月一八日）」——自治会の五十年史に、その自治会がかつて発行したという「ニュース」については、ほとんど記されていないのである。

自治会の五十年史はその「あとがき」で、「本書の編纂にあたっては、その自治会日誌を唯一の頼りとし、古い「藻汐草」誌、戦後の「青松」誌ほかの文献を参考にし」と示し、またのべつなところ（「文芸活動の歷程」）では、『藻汐草』を「職員編集の療養所機関誌」と、あるいは本文でも「患者内からの声でなく、主として川染薬剤師の発案であった」と『藻汐草』について記しているところを見ると、みずからの活動とはいくぶん隔たりのある、「役所」による刊行物だとの見方があったのだろう。他方で、自分たちの過去の機関紙である『報知大島』への言及がほとんどないとなると、参照しようにもそれがなかったと推察できよう。

大島内で編纂され発行された療養所の歴史書には、(1)さきにあげた自治会の五十年史、(2)『わたしはここに生きた—大島青松園盲人会五十年史』（大島青松園盲人会、1984年）、(3)霊交会をめぐる歴史書（前掲『癩院創世』『霊交会』）、(4)療養所の歴史書（設置から25、50、60、70、80、90周年の記念誌）がある。(4)のすべてもみたところ、(1)～(4)のこれらどれもが『報知大島』を参照せずに執筆されたのだった。すると、『報知大島』が閲覧できるようになったことは、大島の療養所の過去を知り、その歴史を綴るうえで、大きな出来事なのである。

現在、霊交会図書室にある『報知大島』は、おおきく4つの束にまとめられていて、(a)

「第一号＝第廿四号／報知大島 附共楽団々報／編輯人 林建作」の表紙がついたひと綴じ、(b)おなじく「第二十五号＝第四十五号／報知大島 附共楽団々報／編輯人 長田穂波」のひと綴じ、(c)「第四十六号＝第七十二号／報知大島／附共楽団々報」のひと綴じ、(d)表紙がなく、『報知大島』第73号から第106号などのひと綴じ、となる。『報知大島』の第1号には、発行年月日の記載がないが、1932年3月15日発行と推定でき、第106号は1936年4月8日の日付が題字下に印字されている。『報知大島』はすべて謄写版刷りで、多くは片面刷りの1頁、記念号などは両面刷りやB4判のさらに横長の判の両面刷りで4頁立てにしたものもあり、そのほとんどに「石本」の朱の認印が押されている。

自治会創立五周年記念号となった第106号が、いまのところ残るもっとも号数のおおきい『報知大島』で、それとおなじ年の11月に印刷機で刷られたという号は、まだみつからない。表紙にも示されているとおり、これらの綴りには、『報知大島』のほかにも石本俊市が編集を担った『共楽団報』があり、また表示がなくても、教化部が発行した『相愛青年団報』も綴じられている。どちらの団報も霊交会図書室以外では、わたしはみしていない。

ここでまずかんたんに、『報知大島』掲載の論稿をみると、その第100号(1936年1月1日)に、石本俊市「祝百号」が掲載されている。そこには、「私は創刊号より〔中略〕全部保存してある、而して今日も取出して詳読して転々感慨深いものがあつた。今日迄の編輯者は第一号より二十四号迄は林健作君、第二十五号より四十五号迄は長田穂波君、第四十六号よりは学芸部(今井比沙志君)にて之等諸氏の過去に於ける労苦に対し私は会員の一人として満腔の謝意を表する者である」と記されていて、その伝えるところはさきにみた綴りの表紙に記された事項と重なっている。この『報知大島』綴りをふくむ、木箱などと図書が紐縛でくくられたひとまとまりの史料は、石本が整理し保管してきたものとみてよい。

まえに示したとおり、大島内では療養所の歴史書が、いくとおりも刊行されている。療養所にとっても、また入園者自治会にとっても、あるいは盲人会の立場からの、それぞれのいわば正史というべき歴史書が、すでにある。2009年にあらためてみつけられた『報知大島』や『共楽団報』『相愛青年団報』は、それらの歴史書の全面を修正するほどの力をもっていないだろうが、すでにある歴史のなんらかを書き換えたり書き加えたりする可能性はある。

できあがった織物としての歴史を、もういちど確かめたり問うたりしながら、その縁を織り直す作業をこれから始めようとおもう。(『青松』通巻第 647 号、2009 年 8 月、掲載)

(2)

自治の姿見 前記した予告のとおり、霊交会教会堂の図書室右端の戸棚にあった一群の図書や逐次刊行物などの書誌情報と、そこに束ねられていた『報知大島』の記事索引を、滋賀大学経済学部 Working Paper Series No. 113 「ゆくりなくも一国立療養所大島青松園キリスト教霊交会 2009 年 4 月・5 月調査報告」(2009 年 6 月)に掲載した。

ここではまず、『報知大島』創刊のようすをみるとしよう。自治会創設から 1 年が経ったところでこの『報知大島』が発刊された。創刊号には書誌情報として、号数(第 1 号)、編集人(大野鶴一)、印刷(企画部)、発行(青年団)が記されている。記載のない発行年月日は、1932 年 3 月 15 日と推測できる(以下、出典として同紙の発行年月日を記すときは、[32]・3・15、とする。[] は推定をあらわす)。

4 頁立ての第 1 面には、無署名の記事「報知大島を送る」が掲載されている。それは、「去る八日、我等は島(我等の生活範囲に於ける)が一個の自治体として存立したることを祝す可く、その意義ある一周年を記念した」と書き始められた、いわば創刊の辞である。ここでは、定期刊行物としてこれから発行してゆく『報知大島』を、「自治体に於ける各機関と其の分子の間に介在して、重大な使命をもつこの^{〔マ〕}報^{〔マ〕}導^{〔マ〕}機^{〔マ〕}関」、あるいは、「諸機関と諸分子との間に仲在して、上述の使命を全うし、^{〔マ〕}退^{〔マ〕}いては各人の安全弁、且ホームとも^{〔マ〕}至^{〔マ〕}す^{〔マ〕}可^{〔マ〕}きものにして、実にわが自治体の縮図であらしめたい」と紹介している。執筆者は、また、この発行にかかわった多くのものたちにとっては、自分たちが組織する集団にとどまらず、自分たちの生活の場としての島全体こそが 1 つの「自治体」なのだ、ととらえていた。この自治体を構成する、いくつもの機関と「四百同胞」との^{メディア}媒となる仕掛けが『報知大島』にほかならず、また、紙面に島のようすを凝縮して記したこの媒体を読むことで、自治体の動向や現状がわかるとの宣言が、同紙創刊号第 1 面から発信されたのであった。

ここにくりかえされた「使命」とはなにか。「自治体」を「より明るき、より^{〔まった〕}完^{〔まった〕}き^{〔まった〕}ユ^{〔まった〕}ー

トピアとして在らしめる」ことは当然として、そのためにも、1人ひとりが「自治の分子として」の自覚を持つこと、「自治の責任」を自覚すること——これが『報知大島』みずからが担うと告げた刊行の使命だ、とわたしは考える。「我等は、緒に就いたる当事者を鞭撻し、従来の如き当事者任せの風習を廃し、この遠大なる理想をもつ報知大島を、我がものとして育てねばならない」と、自治とは担当者任せではなくみずから担うこと、ひいては、自治の実践場であり、その表示装置^{ディスプレイ}であり、点検簿^{モニター}でもある『報知大島』を自分の生に向けて活用せよ、とこの宣言は、島の構成員につめよっているのである。その意味で、そこに記されたとおり、『報知大島』は「自治の姿見」として創刊されたのだ。

紙面構成 『報知大島』創刊号には、紙質と紙型の異なる1枚が「附録」として差し挟まれていた。そこには、もう1つの創刊の辞というべき声明と、創刊号発行にかかった費用と、「時報発行ニ関スル覚書」が2段組みで記されている。

上段の、「愈々出る可くして出なかつたニュースが、本月から一周年を記念して発行することゝなりました」と始まる発刊の挨拶では、「私共の念願は、われらの島を、われらの手でよくしてゆける範囲に於ての最善を期してゆくにあります」と、発行の目的を宣明している。この任務のもとで機関紙を発行するための覚書が、「主旨」「構成」「構成具体案」の3点にわたってあげられている。

まず、発行の主旨は、「自治体ニ於ケル諸機関ノ情勢^{ママ}を、一般自治会員ニ熟知セシメ、以テ各機関トノ連絡ヲ図リ、以テ自治ノ成績向上ニ資セントス」という。これはさきにみた、「報知大島を送る」の内容のくりかえしである。では、その紙面構成はというと、「各機関ノ意志表示」「島内ノ人事及時事」「特種ニュース」「一般自由投書及寄書（但シ編者ノ取捨ニヨル）」「常務委員会月報」「其ノ他」の6項目があがっている。その具体案とは、編集者などの選出、納本、発行、経費などについての規定である。

現在残るすべての『報知大島』の記事索引は、前記のとおり別稿に掲載したが、ここで創刊号の記事を掲載順に列挙すると、創刊の辞となる「報知大島を送る」、「寄書欄」には石本俊市「祝発刊」と無署名の「堂々発表されし声明書」、月報として「常務委員会情勢」と「青年団情勢」、おそらく編集人からの短信というべき「しほかぜ」、島内人事や時事の1つ「訪

れし人々」、自由投書や寄書の欄となる「われらのこえ」（「自治と相愛に対する希望」「俺の言ひ分」など4通）、そして「人事欄」、「農園あちこち」が続き、最後が編者による「あとがき」となる。

みずから治める さて、ここでもういちど、『報知大島』創刊時に、療養所における自治がどのように考えられていたのか、をみておこう。くりかえし参照している記事「報知大島を送る」では、かつては、「個々に分立し各自の立場をのみ固執してゐた態度」が、島を自治体ととらえる活動の始動とともに、「勇躍団体的、組織的分子として存在する」ように変わったという。自治を担う一員となったからには、「自治の分子として、其の統制機関の情勢を熟知してゐないと云ふことは、実に不名誉なことゝ信づる」と、読者に呼びかけていた。なぜなら、それは「自治体の発展を心にかけてゐない」からであり、「我等の生活の向進に對して無関心」、いや少なくとも「不熱心の誹りは免」れないから、というのである。

『報知大島』に即せば、自治とは端的にいうと、さきの創刊号附録に記されていたとおり、自分たちの島を自分たちでよくすること、これに尽き、これが自治の要諦となる。これを実践するには、まず、自分たちをとりまく環境や情勢を知らなくてはならない、そのために『報知大島』がある、ということだ。

『報知大島』第2号（[32]・4・1）の「われらの声」欄に掲載されたKT生からの投書に、「自治の責任が私にもあると申すことは、最も手近から始めたいものじや、今だに品物がこわれたら役所〔園当局のこと〕から貰ふものぢやからの、親方日の丸^{〔ママ〕}とか、いやはや成つとらん、御自分達のふところから、金が減つてゆくと云ふ道理をわきまえて下され、口ばかりの自治は駄目じや、手近なところから自覚してほしいものであるぞよ」と早速の応答があった。同欄にはほかにも、きれいずき生による「皆さんへ」と題された投書も掲載され、そこでは、「新病室及び女病室にアサウラ〔麻裏草履か〕を履いて出入するのは、断然よしてもらいたい、何故ならば、靴さへ云々してゐる時だし、その上、アサウラは濡れるから洗ふ事は出来ない、裏はきたない、又板場もよごれる、病室監督の人は注意して貰ひたい」とうたっている。

自治の実践とは、親方日の丸とたとえられるような集団や組織のいわば体質から、てぢか

なところ、たとえば、日常の細々とした起居動作や立居振舞にまでおよび、こののちの「われらの声」欄に頻出するとおり、いつ、どこで、なにを着るか、園内をどう歩くか、ごみを捨てるな、集会での時間厳守といったことなどなどがとりあげられ、指弾されてゆく。こうして、「われらの声」が他人の不品行への糾弾の唱和となってゆくなかで、きれいずき生の投書にはっきりとあらわれていたとおり、自分たちの集団の内部にであれ外部からであれ、不心得を「監督」すること、それをおこなうものの登場が期待されるのである。

『報知大島』第3号（[32]・4・15）の「雑報」欄では、その末尾に囲み記事で、「ガラスの破片、破れた瓶、缶詰の空缶など、方々の道や浜辺などに散らかさず、少し位歩いて、危険物入れ、の中にほりこんで下さい、現在でも盛に活用されておりますが、この点益々御留意下さい」と告知されている。投書への、編集人によるとおもわれるこの応答は、まずは編集人が、もしくは自治会が（この第3号から発行者が自治会となる）、自治の「監督」者になるのだとの表明といえよう。あたりまえに見えるかもしれないこの点は、自治の根幹をしっかりと自分たちで握ってゆくとの態度を示したこととして、重要である。

創刊から2か月のあいだ、機関紙4号分にわたって、日々の生活の、一見すると瑣事として見過ごしてもよいとかたづけられかねない、療養者の一挙手一投足をめぐって自治が問われたとあってよい。こうした事態への応答が、あらためて、「吾等の礼節」という論題で『報知大島』第4号（[32]・5・1）に掲載された（無署名）。ここでとりあげられた検討事案は、集会での態度である。被服は、美服の私物にするのか、そろいの官給品か、夏季のサルマタとシャツのみはどうか、また、時間をまもらない、途中で退室する、などについての是非や適否が論じられている。論者の指示は2点となった。1つは、「一般諸氏の内省に待つ可きもの多く、規約により云々するの難きものであるが故に、個々の道徳心に訴ふるものである」こと、2つに、「互の日常に於ても、相当の礼節を重んぢなければならないし、且それ以上に社会人〔療養所外のひと〕に対しては考へなくてはなるまい」こと、である。

療養者相互に、とりわけ島外からの来訪者に対しては礼儀と節度を重んじることと、日々のおこないをめぐっては、個々の道徳心による内省にゆだねること、との判断が示された。自治については、その監督者たる自治会も介入しない領域があり、そこは1人ひとりが個々

にみずからを律する場だというのだ。論者はこの主張の背景には、「ともすれば、物質に因り勝ちである我々の社会から虚礼虚義^(マ マ)を排し、質実なる真実の生活を希ふの心」があると説いている。

自治を実践しようとする集団があり、それを構成する 1 人ひとりの態度の是非が問われたとき、そこでは自己の律し方、いわば個の自治が問題化されたのである。だがそのときに準則として示された「個々の道徳心」や、思考の根底で希求されている「質実なる真実の生活」とは、だれが、どのように設定したのか、また、準則に照らしてどういった判定がなされるのか、それは示されていない。創刊早々にして『報知大島』は、自治の領域と実践、個と共同という基本にして、しかし解くのにむつかしい問題に向きあわねばならなかったのである。(『青松』通巻第 648 号、2009 年 10 月、掲載)

(3)

われらはなにものか ここでも、『報知大島』があらわす自治について述べるとしよう。自治会と青年団の機関紙『報知大島』は、紙面に設けた「われらの声」欄に寄せられた自由投書を受けて、島内に横行する不品行への苦情に対して、その見解を示すこととなった。それが、無署名の「吾等の礼節」(第 4 号、[32]・5・1) だった。自治とのかかわりで礼節を説く論者は、自分たちをどのようなものと考えていたのだろうか。

ふたたび投書「吾等の礼節」をみよう。冒頭でまず、「現在の自分達は、所謂貧民患者としてのひがみはもつてゐない」と述べている。「貧民患者」ではない——これは、「無論「法」としても、社会としてもそれを要求してゐない」となると、「広く人類の見地からして、人間としてのプライド^(マ マ)を待して生きてゆかねばならない」との、矜持を保ったあるべき「患者」像を掲げる。くわえて、「何処までも吾等は国家社会より扶助されて生活してゐる以上、それに対する相当の礼節を重んぢなければならない」と、ここで当為としての礼節が導きだされる。ただし、「自分達と雖も、消極的善として収容さるゝ立場に在る以上、相当の自由を欲するは当然である、かるが故に又、相当の義務あることも言を待たない」と、われわれにみあった自由と義務とのつりあいを忘れるなども述べている。

自由と義務、あるいは権利と義務という対置される 2 項をめぐる議論であれば、それについての主張は療養所内にかぎられるものではない。だがここでは、扶助されるものとして、また「消極的善」としての自覚が根底にあるので、勝手気まま、好き勝手の自由ではなく、義務としての礼節に重点がおかれることとなる。

なぜ、礼節が説かれなくてはならなかったのか。ガラスの破片の放置が平気なものとしてでないものがあること、慰問集会に絹や友禅の着物を着るものがあったり、支給された粗末な、しかし垢のついていないきれいな服でよしとするものがあったりすること、集会で中途退場をするもの、それを「失礼な行為」と非難するものがあること——これらさまざまな違いが露呈しているから、傍若無人に振る舞うなどの指示が、「礼節」という規範を用いてあらわされたのである。

論者はまた、「吾等は入所と同時に、何処の何某と云ふ一切の過去の社会的地位とかそうしたものを抹消され、一収容患者として互に平等の立場に置かれてゐる」とも自分たちをとらえている。ここにいう過去の末梢は、隔離政策による最大の被害にほかならないのだが、他方で療養者たちはそれを、療養所で生きるものたちが療養者として平等に暮らせることへの梃子にしたのである。療養所ではだれもがみな等し並に過去がないというわけだ。隔離が療養先での平等を実現する——だが、これは確実な約束だったのだろうか。

「島に来て六年この方、着物なんかのために思い悩んだこともなかった」という北風寒吉は、「ゼイタク」という題の投書を「われらの声」欄におくった（『報知大島』第3号、[32]・4・15）。寒吉は、着るものに煩わされるなどついぞなかったのに、「余裕のある人達はいゝ着物を着て見せびらかすのはいゝが、ちつと無い者の身にもなつてほしい、貧しい人が粗末な着物を着て式に行つてゐたら、美しい着物を着てゐた人がこそこそ云つた、それが聞えてからその人は、もう式に参列をようしなくなつたとかの話なんか、まさか—うそだろふとは思ひますが」とうったえたのだ。

付度すれば、美服を装うものも、それは見せびらかしではなく、自分を成り立たせるためのせめてもの道具立てだったのかもしれない。だが、それを受け入れられないものがある、そしてそれが僻み^{ひが}による拒絶や嫌悪でないとしたら——『報知大島』は、自治を実現し、そ

れを定着させようとするなかで、療養者たちの自恃や自尊心といった心性をみつめることとなったのである。

呼びかけ まえにも記したとおり、『報知大島』は創刊後早くも、自治をめぐる重要な、しかし容易には解けない課題に直面してしまった。その難問とは、自治そのもの、すなわち、みずからどもをどのように治めるのか、あるいは、島の諸事をどのようにわがこととして考えるのか、である。たとえば、「われらのこゑ」欄にある、サクラン坊による「肥料汲取人さん、ご飯時だけは遠慮して下さい、たのみます」（『報知大島』第6号、[32]・6・1）とは、些細なことながら、思いあたるひとも多そうで、すぐにかたづく、なんということのないささやかな微笑ましい願いといえるかもしれない。だが、自治の実践においては、この投書は不可となる。なぜなら、サクラン坊が自分で肥料汲取人とじかに交渉して解決することが自治の実施だからだ。投書という手段を経てはだめなのである。あるいは、不二美男の「ラシクあれ」（同第4号）は、見舞人や訪問者の「不ゆ快な態度」を指弾しながら、「大衆の儀表〔模範〕とならねばならぬ人間が、白昼××づらをして横行する、それで何の指令も行なへない指導者は、指導者らしくしてほしいものだ」と、その矛先は、なにも注意しない指導者にも向いている。だがやはり、不二美男がすべきことは、指導者もふくめて当事者にじかに事態を伝え理解させ改善させること、指導者にふさわしくないものをかえること、あるいは、指導者選出の仕組みをかえること、これが自治ではないか。

自治を推進しようとするものたちは、こうした「われらのこゑ」欄に依然として続く告発の唱和に、苛立ちを感じたのではないだろうか。『報知大島』第6号の第1面に、「寄書 感じたまゝ」が掲載される。執筆者は、三宅清泉（官之治）。三宅をおおまかに紹介すると、大島のキリスト教信徒の団体である霊交会を創設し、また自治活動にも深く関与した、人望の厚い、島の御大である。ここでは、「近頃、我が島は円満に秩序正しく進みつゝあることは、各位の総親和、総努力の賜物なることを深謝する」と説き起こされ、ただし、なおいっそう「吾が住む島に一人の争ふ者もなく、一人の怠る者無き迄に、相互に援け合つてゆきたいものである」と自立と相互扶助の精神涵養をもとめている。療養者に指針を指し示す三宅も、ここでは続く文章で、集会や会議の約束事を提示したにすぎない。たしかにこれらの事

案は、既刊の『報知大島』で「われらのこゑ」欄にあがっていたのだから、読者の関心事ではあったろう。それに対して時間厳守などをいうだけでは、三宅の言葉としてはものたりないと、わたしは感じてしまう。

同じ紙面には、やはり寄書として掲載された塚本生の「呼びかける力」がある。執筆者は、生きることは生活すること、それはまた日々の困難に真正面から真面目に対処することと示し、難儀打開にあたって「伴に」という観点や仕法を説いてた。たとえば、激流にのみこまれようとするとき、「我々が共に棹さして一步前に進む事」、これが「呼びかける力！」にはほかならず、呼びかけることは、「自己にとつては最大の満足感をもたらし、世に対しては最大なる奉公である」という。塚本は、なにか実際の事案をとりあげて、その解決法を示しているわけではない。曖昧な論旨もみえる。だが、長く綴られた文章の要諦はただ1点——だれかに呼びかけて共同の地歩を得よ——これを唱えたのだった。

代表する・させる　ただ無為に生きるのではなく、日々生じるさまざまな難局を打開しながら生活してゆくにあたって、共同せよ、団結せよ、と説かれるとき、その組織の仕組みがまた熟考されなければならない。さきの投書にもあったとおり、その役を果たさない指導者もいるのだから、いっそう組織づくりは肝要な課題となる。三宅と塚本生の寄書が載った『報知大島』の第2面に、比沙志による稿「選出者と一般人」がある。

比沙志はまず、「多数が一緒に生活して行くに、其の集団が大きければ大きい程、それに比例した統制機関——それが外部から他動的にされると、内部から自動的にするのであるとを問はず——必要である」という。大島の常務委員会など諸機関は、「内部の自動的な要求」にもとづいて発足し、「各自の自由意志による神聖な選挙の結果」として成立していると確認し、ここに設置された「指導機関」は「善を遂行して行」かなくてはならないと述べる。善とは、「一般人が現実の環境から安心と幸福を引き出し得る行動と態度」だという。したがって、常務委員会などの諸機関は、「大島を一箇の生物体に例へるなら、丁度それは頭に位する部分である」と、その組織の構成が描かれる。委員会を担う「選出者」と一般人とが「対立するなんて事は、絶対にある可き筈のものではなく」、両者の意思は「一つの相関関係にあるべき」ものとなる。

だからといって、安閑と傍観してはいけないとの注意を喚起する比沙志の論考は、民主制や代議制の解説となっている。提起された案件を解決するには、総会を開くなどして選出者と一般人が「密度を増す〔中略〕相互の接触」によって審議を尽くさなくてはならず、一般人は「大島生活者の一員として、又選出者に対する協働者としての決心」を、選出者は「如何なる時と雖も、一般人の現実生活に接触することによつて、生活の動行を知ると共に、内より善を見出す可く、務む可きは勿論向上へ向上へと邁進する生活車のハンドル取れる運転手としての覚悟」を自覚すること、これが組織の要だと論述している。

このころ大島には、およそ400名の療養者がいた。自治は、そのすべてのものために、そのすべてのものによって、実施されなくてはならない。だが、つねにすべてのものが一堂に会して協議をすることはむつかしい。そこで、「頭」が要請される。代表の仕組みと中身がここに問われたのである。（『青松』通巻第649号、2009年12月、掲載）

(4)

島での仕事 2010年、大島の療養所は開設されてから101年のときを経ることとなる。区切りのよい100年めの去年は、大島で記念式典が催されたとのことだが、この100年を回顧する記念誌は編まれなかった。大島の療養所ではこれまでに、6冊の創立記念誌を刊行している。療養所の90年を想起することと、その100年を記念することとのあいだに、ことがらとしては、そうおおきな違いはない。それでも、開所90年のときに史誌を刊行しながら、その10年後になにも編まなかったことをめぐっては、療養所当局における、歴史意識や過去を回想するちからの衰えや鈍麻を指摘してもよいだろう。

2008年にわたしは、大島に9回わたった。2008年度（と2009年度も）に、財団法人福武学術文化振興財団瀬戸内海文化研究・活動支援助成を得て、療養所における知と情報の蓄積や発信の調査研究をおこなうための訪島である。おもな作業場を霊交会教会堂として、そこで保管されてきた蔵書の整理をして目録をつくりながら、史料を読んだり撮影したりして島での時間を過ごす。2009年からは同行者として石居人もくわわった。教会堂では、それぞれに担当した蔵書の目録作りを、黙々とする。鶯、鳶、蝉の音がよくきこえていた。仕

事を終えて霊交荘にもどると、史料のこと、研究のこと、感想や構想をふたりで雑談した。

史料と発見 ここ数年、大島での調査を続けるなかで、毎回とってよいほど、いくつもの発見があった。どの研究者もまだみていない、そしておそらく、島の人びとにも忘れられた史料を見つけ出したのである。ただし、それを新史料発見などと大仰にいつてしまうと、調査者がみずからの功績をただ喜んでいて、その自己のふるまいに無自覚な傲慢さをあらわしたことになるだろう。「史料」というのは歴史研究者の用語であって、それがあつる場所に生きるものたちにとっては、自分とその仲間がつくつたそのときどきの記録であり、それらは、そこにあることが忘れられていたかもしれないが、「発見」されたのではなく、ずっとそこにあつたものだからだ。そうおもえば、わたしたちの仕事は、まずはそこにある記録類の目録をつくることとなる。

だが、これもまた、わたしたちだけがおこなつてきた仕事ではないと知る。2009年8月の調査時に、「図書原簿」「霊交会」の金文字が表紙に刻印された台帳があるとわかつたのだ。わたしたちの調査と並行して、霊交会の方々もみずからの会の歴史や過去につくられたさまざまな記録に関心をお持ちになり、その掘り起しが始められていた。仕舞いこまれていた霊交会の蔵書記録が引き出され、わたしたちに提供されたのだつた。かつての記録が出てきたことで、過去においても、霊交会で自分たちが持つ図書の目録づくりがあつたといまに伝えられた。いつの時点での台帳作成なのかは記されていないが、わたしたちよりもまえに、蔵書を保管する当事者によってその把握がおこなわれていたのである。

目録をつくる 2008年から2009年までの2年のあいだにわたしたちは、霊交会教会堂にある図書の目録をいくつもつくつた。ひとまとまりの調査を終えるごとに、蔵書目録を冊子として刊行し、そのつど目録を霊交会へ送り、またウェブサイトをとおして目録の公開もしてきて (<http://mokuroku.biwako.shiga-u.ac.jp/WP/index.htm>)。大島での仕事は、まず史料整理と目録作成、そして史料紹介とわたしたちは方針を立てた。歴史研究者は自分に必要な史料さえあればよいとおもっている（または、そう自覚すらしていないだろう）、との揶揄あるいは異議を聞くことがある。そういわれることへの強い反発というわけではないが、大島の史料を自分たちの研究に活用することよりもさきに、この3つをまずおこなうよう

にしてきた（ここでわたしの研究推進の能力がどうなのかは、ひとまず、措くとして）。

史料の目録は、過去の人びとの生をたどる案内板となる。わたしたちが過去のなにかを知ろうとするとき、それを報せる記録をできるだけ多くみようとすることから、その記録としてなにかが、どれだけあるのかの台帳をつくることは、そうむづかしい作業ではない。その時間を設けられるか、その手間を惜しむかどうか、ひとまずの選択肢であって、ひいては、史料目録の作成を自分の研究の一環とするのかどうか問われるのである。

アーキビスト（文書士）やライブラリアン（司書）がいる機関や、そうした専門家がきちんと認知され、かつ、ゆきわたっている社会では、研究者と彼ら彼女たちの業務や職分をわけすることもできるだろう。そこでは、目録づくりは、アーキビストの領分だということも可能だ。では、療養所ではどうだろうか。これまでにいくにんもの研究者が大島を訪れ、ハンセン病問題に関する検証会議もここで調査をしている。だが、島外から来たものはだれも島にある史料の目録をつくりはしなかった。

それをしたのは、霊交会の図書原簿にあらわれているとおり、蔵書を保管する当事者たちだった。ただしそれは継続されてはいない。わたしは当事者に作業を続けよともめていたのでもなく、また、わたしたちの成果を誇っているのでもない。ある場所に残された記録の台帳は、それをつくる時間のあるものがすればよいだけのこととおもう。そしてその目録が、作成者当人にとっての、また記録を管理するものたちにとっても、さらには広くそれに関心がある人びとにとっての案内となるのならば、それは望外の幸いである。史料目録があれば調査や研究にさいしてとても便利であると、すべての研究者は知っている。すでに目録が編まれていることに感謝する研究者もいれば、それをとてもあたりまえのこととしてとりたてて（それがどのようにつくられたのかに）関心を払わないものもいる。

ただ、わたしたちは、このかんの作業をとおして、霊交会所蔵の史料目録をつくること、その史料を用いて霊交会やハンセン病療養所での生について研究論文を書くこと、史料となる記録が霊交会で保存されてきたこと、そして霊交会をめぐる人びとを知ること——これらいずれもが、深くしっかりと結びついていると考えるようになった。

保存と公開 このわたしたちの思考をきちんと書き記し、記録として残してゆくために

も、史料としての霊交会の蔵書や記録を適切に保存し、できるだけ広く公開してゆくことが欠かせない。それは、わたしたちの思考を検証し、わたしたちが執筆した論稿を書き直す可能性を開くために必要な仕事である。記録類の保存と公開をめぐる、2009 年に大島で、霊交会の機関紙であった『霊交』の復刻版製作が本格化した。この復刻事業は、霊交会の資金をもとに、霊交会の方々の努力によって進められている。

わたしたちも、霊交会のいうならば歴史顕彰活動に敬意を払いつつ、それとはべつに大島に残る刊行物の保存と公開を始めることとした。①霊交会教会堂で保管されている、さきにもふれた霊交会機関紙の『霊交』と、青年団あるいは自治会が編集や発行を担った『報知大島』、②文化会館内の大島青松園入所者自治会編集室が保管場所となっている、モシオ社(のちに大島青松園慰安会)による『藻汐草』と、いくにんかで編集担当を回り持ちしていた『青松』、③入所者自治会事務所にある自治日誌、これらのすべてをデジタル撮影する計画を立てた。2009 年 9 月 11 日の訪島時に入所者自治会の会長を訪ねて、②③のデジタル化と公開の許可を得て、同年 11 月 15 日の島ゆきのおりに霊交会代表から①の撮影と公開の許しをいただいた。どちらも快諾だったことは、わたしたちにはなよりの喜びとなった。

自治日誌をのぞいた 4 誌紙についてはすでに、わたしたちは記事索引や史料紹介を発表してきた(さきの URL を参照)。くりかえしになるが、いくつかのことを記すと、『青松』とは本稿が掲載されている『青松』の継続前誌で、1944 年から 1948 年までつくられた手書きの逐次刊行物である(所蔵分には欠号あり)。こうした手書きの回覧雑誌があることは、これまでも知られていた。それでも実物をみれば、薬包紙などの裏を利用する用紙の確保、1 人ひとり異なる筆致、それぞれの書き手が生きる世界の現状を知ろうとする欲求、といった、この『青松』を構成する 1 つひとつの要素が発する、記録することへの凄まじいほどの意欲に圧倒された。こうした手書きの、しかも 1945 年 8 月をまたいで続いていた逐次刊行物の発行やその保存は、全国の療養所のなかでもとてもめずらしいとおもう。

また、手書きの『青松』がつくられるまで発行されていた、療養所内の総合誌といってよい『藻汐草』は、療養所の創立 50 年を記念して、巻号表記にしたがうかぎりそのすべての号が合本製本のうえ保管されていたのである。かつて開所から 50 年を機に、療養所内で発

行された刊行物の保存があらためて企図されたのだから、この創立 100 年のときに、療養所の過去のようすを報せる記録の復刻や保存と公開が進もうとしていることにも、100 年という 1 つのおおきな区切りを迎えた意義があるかもしれない。

技能の情報 過去の記録の保存と公開は、やみくもに進めればよいわけではなく、そうできるものでもない。たとえば、まず、資金が必要となる。さきに記した 5 誌紙すべてのデジタル撮影には、数百万円の費用が必要となる。それを確保するためにわたしたちは、「国立療養所大島青松園療養者編纂史料データベース」の製作を、2010 年度日本学術振興会科学研究費補助金研究成果公開促進費に申請した。これは 2009 年の申請における採択率が 40.1%だった、採れるとも採りにくいともいえる研究助成費である。これに不採択となったときはまた、べつな助成に応募する予定である。もっともいざとなれば、自分たちでデジタルカメラを使って撮影すれば、不十分ながらも、史料の保存と公開を少しは進められる。

保存と公開の資金が得られたとして、つぎに、どのような様式で保存し、どのように仕組みをつくって公開するかが案件となる。デジタル化するときには、少なくとも TIFF、JPEG、PDF のどれを選ぶのか 1 コマあたりのデータの大きさをどのていどにするのか、カラーかモノクロかグレースケールか、などを決めなくてはならない。ついで、デジタル画像がそろったところで、それをどのように公開するのか——検索機能は？、サムネイルは？、1 コマのデジタル画像につける番号や名称は？といったいくつもの項目が課題となり、サーバーをどこに置くのか？、だれがそれを管理するのか？も重要な案件となる。

大島のばあい、サーバーもふくめたデータの管理は、霊交会や自治会では無理だろうし(できなくともそれはとても当然のことである)、療養所当局はまるで関心すらないようにみえる。療養所外のたとえば県や国の機関が、場所や機材を提供したり、あるいは瀬戸内海の 3 園(大島青松園、邑久光明園、長島愛生園)が共同して園内に残る図書や文書などの保存と公開を進めたりすることも必要だとおもう。わたしのばあいは、幸いにも、勤務先の附属図書館から、わたしが提供するデータをそのデータベースのコンテンツ(内容物)としてよいとの承諾を得られたので、ウェブ上での公開の見通しはついた。

データベースであれ復刻版であれ、それに島外のものがかかわるときは、たんなる仲介者

などという立場はありえず、園内の関係者に十分な説明をおこないながら、思いや考えを時間をかけて確認したうえで、島外のものが保存と公開にかかわる技能についてより多くの情報をもったものとして責任を負わなくてはならない、とわたしは考える。ただ業務の仲介をしたにすぎないなどというかわり方は、害をもたらすだけとなりかねない。療養所の将来を構想するとき、そこにある図書や文書を、だれが、どのように保存の手立てを考えて実施してゆくのか、そしてそれらがだれによって必要とされているから、どのように公開するのか、といったことがらをもっと議論してもよいとおもう。

ここでは、前述の議論の続きではなく、大島の療養所で保存されてきた図書や文書の保存と公開のようすについて記してみた。(『青松』通巻第650号、2010年2月、掲載)

(5)

女たち さらに『報知大島』を読みすすめてゆこう。さきにみた、無署名の「吾等の礼節」や不二美男による「ラシクあれ」が掲載された『報知大島』第4号([32]・5・1)に載る、編集子によるとおもわれる文章「しほかぜ」には、「婦人連」への注文が書き連ねられていた。「婦人連は一体何時まで昔のまゝであるのだろう、外島の婦人会では去る十日総会を開き、余興としてお芝居をして一同を慰めたとか」と、大阪の外島保養院のようすを羨みつつ、その羨望を大島の婦人たちへ送り返して、総会を開くほどの「意気を見習ってほしい」と呼びかけている。

「組織的に団結して下さい、自治創立一週を記念して婦人会位やつてほしい」との要望を示せるのも、「島を挙げてとはみんなと云ふことであり、皆んなとは男女子供を云ふのである」と考えるからである。島を「一個の自治体」(前掲「報知大島を送る」『報知大島』創刊号。光頭生「寄書 暗流をさぐる」同第5号、[32]・5・15、でも用いられている)とみなすとき、その構成員は男だけでなく女も子どももいるのだから、婦人たちも自治を担えというのだ。「しほかぜ」の筆者は、「婦人の力の大」なることを知っているとは明かして彼女たちを持ちあげ、気を引きながら、そこへと促す。『報知大島』をいま読むわたしたちにはその具体相がわからないが、大島の婦人たちは「涙ぐましいかくれた努力、山火事の時の活動」

で、その力をあらわしていたのだから、それを活用せよと誘っているのである。しかもこのところ、「婦人の報酬が叫ばれてくる等、婦人のみの協議事項が多くなってきた」との動向もふまえればなおのこと、婦人たちの結集と自治への参画が不可欠だ、と編集子は述べたのだった。

たとえば、大島のキリスト教信徒団体の霊交会が発行した機関紙『霊交』に、女性による論稿はごくわずかしか掲載されていない。『報知大島』も同様である。もともと療養所における男女比が不均衡であるせいもある。だが、少ないとはいえ、『霊交』紙上で（とりわけその初期の号には）女性が執筆したとおもわれる文章が、みずからの主張を発信していた例が確実にあった。大島で自治会が結成されたとき以前にも、女性たちの主張や意思が文字であらわされ、彼女たちの存在がメディアをとおして記録されていた。『報知大島』が創刊された 1930 年代初頭には、女たちも自治に加われと、おそらく男によって、もとめられ、女たちの力が療養所のなかであらためて、だれの目にもみえるように引きだされようとしていたのだ。「しほかぜ」の末尾は、「婦人会など出来たらうるさいと思ふかも知れない、併しそうして何時までも進歩も発展もなくともいゝとは思われますまい」と結ばれていた。女たちの結束は、進歩であり発展のあらわれと期待されていたのである。

『報知大島』第 5 号の「委員会情勢」欄に、「臨時婦人総会」の彙報が載った。それは、1932 年 4 月 28 日の正午から、「常務委員出席、一種の矜持とキドリの和やかな空気の内に開会」し、議題は 1 つに、「かねて懸案中の腰巻支給制の件」について、2 つに、不自由室者退室ののちに示された「大島作業界にエポツクを劃する懸案中の女作業の件について」、そして、看護の件についての詳細説明、質疑とつづいて、最後に注意として「井戸の上に雑物を置かない様に」と告げられ、午後 1 時すぎに閉会となった。女たちの結集が現実のものとなったのである。

だれが担うか？ さて、この臨時婦人総会では、第 1 の議題を論じ終えたところで不自由室のものたちは退室となったと記録されている。その理由は明示されていない。同じ号の『報知大島』にはまた、筆名 XYZ による「望遠鏡」と題された文章がみえる。望遠鏡は遠くがよくみえても近くはみえない、もっとみぢかなところを凝視せよ、との暁諭きょうゆがこの論題

には籠められている。XYZ子が記したいくつかの訓話の1つが、「大島には盲人のため特別の施設が殆んどないが、これは盲人が居ないためであろうかと尋ねた人も有った、いや盲人は居ないのぢやなくて、目あきの方の世話が行き届くから、そんな特殊な設備はいらんのだとサア」と、視力をめぐる保護や介護や助力などと、それらを受けることとを取りあげていた。目のみえないひとたちには、目がみえるひとたちがついていて、とりたてて役所＝療養所の施策は必要ない、ということなのだろうか。いや、そうみえるとしたら、それは望遠鏡で眺めているからであって、現実はそうではない、という強烈な皮肉がここにはあったのかもしれない。大島の自治にとって、「不自由」なものたちとは、なにであったのだろうか。

これまた第5号の『報知大島』に掲載された、島守が記した論考「自分の仕事の分量」は、家庭には家庭の、村にはそれなりのおこなうべきことがあり、それらと同様に「我が自治体にも自治体としてのなすべき仕事がある」とまず掲げている。島を1つの自治体になぞらえたとき、そこに固有の、そこでおこなわれるべきことがらとはなにか？——それは、自分たちが「よりよい生活をしたい」がために組織した自治会なのだから、「自治会全体の仕事はその構成員の相互が、たがいに遂行してゆくべきもの」であり、これを確実にこなすことによって「自治会の発展」が実現すれば、それはすなわち、「構成員の一人々々の生活をより幸福にする」こととなる、という理念を理解して共有し、これを日々の生活の根底においてみずからの身体を動かすことなのである。

べつにいえば、「自治会の為にする仕事は、究極では、自分自身の為にする仕事と同様になる」——自分のための全体のためになり、全体のためは自分のためになるというわけだ。論者の島^{しま}（あるいは、島守^{しまもり}か）はここで、だからこそ、全体としての自治会の仕事を、「その仕事の出来る者」の人数で割ってみたらどうなるか、それぞれにきちんと仕事を担っているかを自覚せよと、大島という自治体の構成員につめよることを論述の目的としていた。自分のため、というがここでは、自治は根幹においてその集団のため、全員のために、というところに重点がおかれている。ただし、「出来ない者は例外として」との排除規定がある。大島の構成員全員による全員のための自治というとき、あらかじめ、そこから除けられていたものがあるのだから。それは、目がみえないなど、なにかある力を持たないひとたちで、

そうした人びとを想定したときには、できないばあいはやらなくてもよい、できないものに無理にやらせてはならない、という準則がこの自治には組み込まれているのである。

自治がきちんと機能しているかどうか、それを監査するとき、1つには、なすべき仕事の全体量が構成員の人数で割られ、その配分と遂行が適正におこなわれているかが確かめられる。もちろんそれは、思念のなかで、あるべき当為としての監査で、そして、その割り算の人数にふくまれない構成員が、まえもって、認められていたのだ。

自治への寄生 「吾人は自治会の中での寄生虫である」との自覚が記された「寄書 双葉のかほり」の筆者である山形生は、目がみえない書き手なのかもしれない（『報知大島』第7号、[32]・6・15）。山形生は、自治会創立以来第2回となる「盲人慰安会」の開催にさいして記した文章で、そううちあげた。この慰安会は、大島の「盲人」65名のうち47名が出席して、1932年5月29日におこなわれた。療養所が購入したレコードをみなで聴き、座談会を開き、その場で「盲人のみの会」である「杖の友」が結成された（「盲人慰安会開催」「常務委員会情勢」『報知大島』同前）。なにを目的として、どのように運営される会なのか、ここでは不明ながらも、ともかく「盲人のみの会」が結成されたのである。

山形生は、慰安会を開けたことは、常務委員、青年団幹部、婦人たちの「直接の労」による、「平素弱者なる盲人を愛されて居る事実の一発露」だと受けとめている。かつては、「或る言に曰く、「盲人程人間に近いものはない、昔は人か目の跡がある…そう云ふお前は屁か風か、声はすれども姿は見えぬ」といわれていたという。こうした^{あざけ}嘲りと^{さげす}蔑みを、「実に人間味のない言葉ではあるまいか」と憤る山形生は、しかし近年の自治制度によって、「同病相憐むの念、益々高まり、過去の一切は蔽はれて、新しく吾人に対する清き曙光を見る様になつたのである」と、その「全く一変」したようすを喜んでいる。「自治の恵み、吾人に足れりと言はざるを得ない」と現在を^{ことば}言祝ぐ山形生は、同時に、さきの「吾人は自治会の中での寄生虫である」との自覚を書きとめたのだった。「斯く申せば、或る意味に於て、^マ語幣があるかも知れないが」と補いつつも、「事実私はそう感ずるのである」と、山形生は歓喜のうちに「寄生虫」としての自己を、いわば再発見したのである。

愛とユートピア 自分のためと全体のためが、うまく重なりあわない。そのとき、自分

に足りなさを感じるものは、その欠落感ゆえに、自己を「寄生虫」とみなすのである。そんなことはない、といわれても納得しないだろう。お互いさまじゃないか、という慰めや気遣いが意味を持たないからだ。この不均衡をなにが補うのか——それが「愛」なのだ。山形生は、「盲人を愛されて居る事実」を深く感じている。

「寄書 求める道に依つて生きる」（『報知大島』同前）を執筆した東条も、愛の享受に生きている。いわば大きな愛が、「大御心の深き御恵」としてあり、それが「弱き病者」であるわれわれを、「国家社会の恩恵に依り、不幸なる身を別社会の理想郷に生かされる」ように慈しんでいる、と感謝する。ならば、自分たち同病者はなおいっそう、「相愛のもとに自己的観念を捨てゝ働きたい」といわなくてはならないのだ。東条は愛を峻別する。「人類愛」というと、それは「美しく聞へ」るが、しかしそれは、「兎角空虚なものに成り易い、家族や知人を苦しめながらの人類愛などもってのほか、愛とは好きなひとへの感情だ、というだけではだめなのであって、「本当の愛は、何処までも、自己を犠牲にする愛に依つてこそ、本当に生きて力あるものと成る」と、東条は説くのである。愛をめぐる、「利己心」は非、自己犠牲が是、となる。この愛が相互扶助を補完するとき、療養所は「理想郷」となる。おもえば、愛生園、愛樂園、敬愛園と、愛の文字がつけられた療養所がいくつもある。

だが、そこはほんとうの「理想郷」なのだろうか、あるいは、療養所の外のどこかに「ユートピア」はあるのか、と問われる（郵上義子「寄書 考へたまゝに」同前）。義子は気づいたままの疑問を『報知大島』にぶつけた——「私達は「理想郷を造れ」とか「ユートピアを建設せよ」とか言ふ言葉を度々聞きます。然しそれはどんな方法で創るのか、出来たら私達の暮らしはどの様に成るのかと言ふ内容については、誰からも未だ聞いた事はありません——故郷の親たちの暮らしも、よくなりはしないではないか、と義子は問う。

『報知大島』というメディアの世界では、義子は自己犠牲の愛に生きていることとなろう。義子は親を愛し、親も義子を慈しむ、だが、病者の義子を家においたままでは、「大御心の深き御恵」に背いてしまう。だから、彼女は甘んじて犠牲となり自己に隔離を科したのだろう。でも、親は救われたのか、わたしは慈しまれているのか、自己犠牲や隔離は「理想郷」をつくりだすための正しい術すべだったのか——自治が愛を請い、日々の暮らしが愛を点検して

いるのである。(『青松』通巻第651号、2010年4月、掲載)

(6)

100年め 前記(4)で2009年に開所100年をむかえた青松園では、それを記念した式典はおこなわれたが、記念誌は編まれず、それは歴史意識の衰えをあらわしているとした。百年史編纂の動向がないと聞いたのでそう書いたわけだし、実際に2009年に記念誌が発行されなかった(とおもっていた。そのはず)のだから、嘘を書いてはいない。だが、2009年12月付で、『創立百周年記念誌』が刊行されたのだ。この記念誌の発行が実際にはいつだったのか、それを問うことはやめるが(おうおうにして奥付記載の発行年月日と実際のそれとが異なるばあいがある)、もし、仮に、療養所の記録として『青松』しか残らなかったとしたら、わたしの文章を証拠として、大島では百年史は発行されなかったこととなってしまう。そうなりはしないとおもうものの、いくらかきまりがわるいので、ここではまず『創立百周年記念誌』をはじめ、これまでに発行された大島の療養所を^{しら}報せる刊行物を概観することとした。

記念誌 さて、100周年以前にはどういった記念誌が発行されたのかをみよう。2000年発行の『創立90周年記念誌』(国立療養所大島青松園)には、過去に刊行された記念誌が列挙されている。『創立80周年記念誌』(同前、1988年)、『創立70周年記念誌』(同前、1979年)、『創立60周年記念誌』(同前、1969年)、『大島青松園五十年誌』(同前、1960年)というぐあいに、50年誌まで10年ごとに記念誌発行が溯れる。そのまえはずっととんで、『大島療養所二十五年史』(大島療養所、1935年)となる。大島での所在を確認していないが、これら7冊すべての記念誌を所蔵している島外の図書館をわたしは知らない。大島における療養所の100年を記した史誌をまとめて閲覧しようにも、それはむづかしい状況となっている。

記念誌もこの75年のあいだに、ずいぶんと装いをかえている。かつては冒頭に、^{くだん}件の「つれづれの」の歌がおかれたが、100年の記念誌はもはやそうした体裁をとっていない。カラー写真もかなり増えて、ヴィジュアルな書籍にしようとするくふうもうかがえる。本文

の始まりとなる「昔の大島青松園」の頁は、「療養所ができる前、大島には8軒ばかりの民家があり、半農半漁の生活をしていた」ともともとの大島の歴史を語り起こしている。だが、この歴史書の主役は園でありその運営者にほかならず、「役所」の歴史が記されているという点では、これまでの記念誌と同じ編集方針なのだった。

案内記 こうしたおもに十進法にもとづく区切りを記念した史誌のほかに、療養所を案内する冊子がある。1930年5月発行の『大島療養所案内』は、見開4頁のリーフレットで、「患者の日常生活」や「慰安娯楽の設備」な10項目に分けた「大島療養所概況」を報せている。この療養所の事業は、「治療」と「扶養」であり、「癩病は治癒するか」の項では、「近時、治療の方法も進歩し病の初期に於て根気よく専門的に特殊の治療を受くる時は、治癒する病」だと説き、この療養所が隔離を目的とした施設だとは示されていない。もう1つの『大島療養所案内』が1937年6月に発行される。これは、本文14頁の小冊子である。頁数が増えた分、案内の内容も深く細かくなり、「愛汗をモットー」とする修養団の活動や園内での刊行物が紹介されている。「癩は治るか、癩に対する誤解」の項では、「癩」が遺伝病ではなく伝染病であり、それだからこそ、「防ぐこと」が可能であり、療養所もまた「昔誤解された様な監獄」ではなく、「扶助相愛の美しい人情が顕れてゐる明るい別天地」だと教えるのだった。

これら2つの案内は、長島愛生園図書室で閲覧した。後者はまた、藤野豊編『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』補巻4 大島療養所自治会日誌（戦前編）（不二出版、2004年）に収録されている。

素通り この長島愛生園図書室は、わたしたち調査者にとっては見落としがちな場所だった。ハンセン病問題に関する検証会議の『ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書』（2005年）も、「長島愛生園には三か所の資料の宝庫がある」との評価を提示して、「『愛生』編集部の書庫」「神谷書庫」「歴史館」をあげているが、歴史館隣の本館2階にある図書室にはふれていない。図書室にはほかに、大島療養所の『大正十四年統計年報』『昭和二年統計年報』『昭和六年統計年報』、昭和30年4月1日現在の「概況書」（見開き4頁）、「国立療養所／大島青松園」と表に印刷された封筒入りの絵葉書8枚もあった。

これまで4回の長島訪問をしながら、図書室を調査したのは2010年のときが初めてとなった。どの療養所にいってもわたしは、医局の医師たちが現在も利用している図書室を素通りしてきたのだった。長島愛生園図書室には、ここにあげた図書以外にも、おもいもかけなかった大島の史料があった。それは、自治会の会則や、霊交会の機関紙『霊交会報』や、『穂波追悼』といったいずれも大島ではみつかっていない過去の記録である。

目 録 こうした貴重な過去の記録としての史料は、所蔵目録があることによって、それへの接近が円滑におこなえるようになる。長島愛生園図書室にも、ワープロをつかってあらたにつくり直されたファイル綴じの目録があった。ここにいう「貴重な」とは、なにも研究者にとってだけでなく、ハンセン病の歴史に関心を持つだれにとってもと考える。

2010年3月30日付で、『ハンセン病図書館旧蔵書目録』という550頁をこえる大部の目録が発行された（国立ハンセン病資料館編集、日本科学技術振興財団発行）。これは、1969年に多磨全生園創立60周年記念として設立され、多磨全生園入所者自治会が運営したハンセン病図書館でかつて所蔵されていた蔵書の書誌情報を収載した目録である。蔵書は2008年3月に、国立ハンセン病資料館に移管された。この移管をめぐるのは、いくつかの問題があったことが、目録に寄稿された文章によって記録されている。また、実際に国立ハンセン病資料館で閲覧できる図書のうちこの目録に収録されていないものがあり、それらとハンセン病図書館旧蔵書とはどのように区別されているのか、この目録からはわからない。そうしたことどもをこの限られた紙幅のなかで記すことをしないが、この目録は、たんに貴重な史料への案内となるにとどまらず、多磨の療養所で保管され続けてきた文献を歴史化する、そして文献群にかかわる人びとの歴史を顕彰する重要なきっかけとなるとおもう。

書 守 ^{しよもり}書守とはわたしの造語で、いくつかの療養所にいらっしゃった、そこに蓄積されていたり収集していたりした図書を保管しつづけてきた人びとを指している。療養所によっては、個人ではなく団体が書籍を保持してきたところもある。残すという強い意志によって継承されたばあいもあれば、いくらか気にとめられながらもほっておかれたことが保存につながったような例もある。

『ハンセン病図書館旧蔵書目録』には、ハンセン病図書館元主任の山下道輔さんの「ハン

セン病図書館のおもいで」も掲載されている。彼が多磨の書守のひとりだ。多磨で自治会が再建されたその翌年が園の創立 60 周年のときとなり、記念事業をどうするか相談するなかで、「「ハンセン病のこれまでの苦難の歴史を綴った患者の書いたものが広く役立つ時代がきつとくる。そのために資料をを保存する施設をつくろう」と提案」があり、図書館の設立となったという。山下さんへのインタビューをもととした論稿には、「資料に携わる人びとにメッセージ」と題された項があり、そこには、「患者が図書館や資料館を作るきっかけになった「根」をしっかりと訪ねてほしい。患者の歴史そのものの裏に、苦渋に満ちたあゆみがあるのだとしっかりと捉えないといけない。〔中略〕付添い一つとってもどういったものか考えてみたらいい。看護する患者自身も病気、悩みもある、苦勞もある、共同生活をしている、部屋は雑居生活、そういった中で病棟や不自由舎の付添いもやる、それがどうだったのかと想像しながら描いていかないことには本当のことには突き当たらない。／私たちが昔のことは想像しながらではないとわからない。患者の農作業で作ったものを園に納めて食膳にも還元するという貧しい療養所の時代は、今ではとても考えつかないことだろう。見えないものを想像する、そのための資料ではないか」と記されている。

想像力と読書　いま、島外から大島を訪ねるわたしたちは、よりいっそう、かつての療養所のようなすをわかっていない。わずかに古い写真や在園者の方々のお話をよすがとして過去にふれるしかなく、音や匂いや手ざわりはほとんど消去された疑似体験をするにすぎない。過去を体験するには想像力が必要で、その力を養うためにも図書を活用せよ、と山下さんは勧めている。読書は、たんにそこに書いてある過去の出来事を知ったり理解したりするおこないにとどまるのではなく、「見えないものを想像する」その訓練となるということだ。そして、なにを読めばいいのか、なにを読めるのか、それを知る道具が目録であり、さらに目録は図書を主役とした歴史書ともなる。大島と同じく 1909 年を園の起点とする多磨の療養所で、この目録はその 100 年をふりかえるよい標しるしとなったとおもう。

大島にも、ガリ版刷りの自治会機関紙『報知大島』や霊交会機関紙の『霊交』があり、1945 年 8 月をまたいでつくられ続けた手書き 1 冊かぎりの『青松』もある。それらは冊子そのものが、わたしたちの想像力を過去にむけてさまざまにかきたてる媒体となっている。

今回は、100周年記念誌の発行をきっかけとして、ほかの園のようすにも目配りをしながら、過去にふれる手がかりについて考えてみた。『青松』通巻第652号、2010年年6月、掲載)

(7)

データベース ここでは前記(4)に記した「国立療養所大島青松園療養者編纂史料データベース」製作助成金申請のその後を記録しておこう。2010年度日本学術振興会科学研究費補助金、通称「科研費」の研究成果公開促進費に前記データベースの製作を申請したところ、2010年4月1日付でその結果の通知があり、不採択となった。その「所見」は、「ニーズが弱く有用性が低いと判断した」だった。

この科研費の審査も研究者がおこなっている。もちろん厳正な審査をするため、だれが審査をしたかはわからない。どういう専攻分野の研究者が審査にあたったのかもわからない。だから、ハンセン病とその史料をめぐる現状を知らない研究者によって審査されたと推測するしかないのだが、不採択となったこととその所見は、わたしには意外だった。

ただ、すでに申請時にデータベースの公開の手立てが充分には整っていないことは気がかかっていた。わたしたちの計画では、デジタル化した大島の史料は、DVDに収録して配布する予定だったから、それではせっかくのデータベースを広く公開することにならない、との理由で採択の可能性が低くなるのではないかとの危惧はあった。申請後にわたしの勤務先の附属図書館職員に打診したところ、大学附属図書館のリポジトリ (repository=貯蔵庫、倉庫。データベースと同義) をとおして大島の史料を公開してもよいとの内諾を得た。もとよりこの公開の方途については申請書に記載できなかったのだから、採択の可能性が高まったわけではないのだが、公開に向けての整備とはべつに、ニーズ (需要、必要性) が弱く有用性が低いとの評価には落胆した。

いまさまざまに検討されている療養所の将来構想のなかで、療養所の過去の記録、歴史をあらわす手がかりとしての史料をめぐる議論が不十分であるとわたしはおもう。文部科学省所管の独立行政法人である日本学術振興会も、国立療養所の現状をよく知らないということなのだろう。

事業の推進 前記(4)にも記したとおり、採択率 40.1% (2009 年度) のこの研究助成費は当たらない可能性の方がいくらか高いので (2010 年度のデータベース採択率は 39.2%に下がった)、不採択となればべつの助成に応募する予定だった。そうしたところ、キリスト教霊交会代表から製作費用の提供についてもうしいれがあった。

「癩予防法」にかかわって設置された 13 か所の国立療養所では、それぞれに療養所当局が園の歴史書をつくり、また自治会でもみずからの軌跡を書物に記録して公刊してきた。他方で、療養所内の個々の団体が、みずからの活動にかかわる史料の保存と公開にみずから出資して、それをすすめた事例はかつてなかったとおもう。霊交会でもこれまでに、創立 50 周年を記念した刊行物の発刊、同じく 80 周年を記念した霊交会関係図書の復刊をおこなっている。大島での療養所開所から 101 年、霊交会創立からあと 4 年で 100 年となる 2010 年、霊交会はさらに史料の保存と公開をすすめるという、あらたな歴史へのかかわりを始めたのである。このことはまた、大島の療養所における自治活動の歴史の新展開ともなる。すでにいくつかの論稿が指摘しているとおり、大島での自治活動には、霊交会会員による渾身の指導によって推進されたという歴史がある。霊交会の、霊交会による、その歴史の検証とそのための手立ての整備は、大島の自治の歴史を深く考える展望を開いたのである。

霊交会からの寄附金は、2010 年 4 月に国立大学法人滋賀大学長宛てに振り込まれ、その目的である「キリスト教霊交会等所蔵史料のデジタル化」が実施されることとなった。5 月 24 日に、わたしは大島の自治会を訪ね、あたらしい役員の方々に面談して、この事業実施についてご報告し、自治会が所蔵する『藻汐草』、手製『青松』、自治日誌のデジタル化についてもあらためてご了解を得た。

史料の公刊 これまで、ハンセン病とその療養所についての歴史を報せる過去の記録としての史料が、どのように公開されてきたのかを知るために、ここで、3 つの史料集をおおまかにみるとしよう。いずれも 2002 年以降に公表された近年の成果である。

①不二出版が発行する『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』(戦前編) 全 8 巻 (2002 年)、同 (戦後編) 全 10 巻・別冊 1 (2003 年～2004 年)、同 (補巻) 1～19・別冊 2 (2004 年～2009 年) は、索引などの別冊もふくむと全部で 40 巻となる、空前の分量

の史料集である。ここには、医官などの個人、癩予防協会などの団体、療養所などによる刊行物、帝国議会議事速記録や国會議事録、ハンセン病をめぐる問題や事件の史料、『日本MTL』『楓の蔭』などが収録されている。

この史料集は、癩とハンセン病をめぐる歴史研究の進展のあらわれてとして編集され、またこの史料集が発行されたことにより研究がしやすくなったという、ハンセン病についての研究を劃^{かく}する指標となっている。ただしこの史料集には、収録された史料が、どこに、どのように保管されているのかの情報が記載されていないという重大な欠落がある。また、ここに収録された史料からは、療養所での療養者の日常を再現することはむづかしい。

②皓星社が発行する『ハンセン病文学全集』全10巻は、2002年に刊行が始まった。全10巻の構成は、第1巻小説1（2002年）、第2巻小説2（同前）、第3巻小説3（同前）、第4巻記録・随筆（2003年）、第5巻評論・評伝（2010年）、第6巻詩1（2003年）、第7巻詩2（2004年）、第8巻短歌（2006年）、第9巻俳句・川柳（2010年）、第10巻児童作品（2003年）となっている。同社のホームページでは、第5巻と第9巻の発行がともに2008年3月と予告されているものの（2010年6月14日確認）、2006年の第8巻発売以後、この全集の発行はとだえ、ホームページの記述も更新されていなかった。

この全集発行が完結したのちも、同ホームページの第5巻と第9巻の発行予定情報は更新されてない。ただし、同ページの上部に「2012年11月1日から総合教育センターの専売になりました。（分売不可）」と赤い字での追記がある（2012年12月21日確認）。

これほどにまとまった全集、しかも児童作品をもふくむ「文学」の全集はやはり類例がなく、この全集刊行も大きな意義のある事業といえる。たとえば、さきにみた『編集復刻版 近現代日本ハンセン病問題資料集成』に「文学」は収められていないのだから、こうした全集が編まれなければならなかったといえる。ただし、収録された文学には、もとより絶版になってしまっていたり、特定の場所にもみ所蔵されていてなかなか手にとることがむづかしかったりする作品があるものの、これまでに公刊された著作からの転載が多く、「全集」とはいえそうしたけして小さくはない欠如があることが惜しまれる。

もっとも、わたしたちは、こうした「全集」があるということを1つの参照軸として、

それぞれに自分たちの守備範囲のなかから新しい「発見」をおこなえばよいのであって、あれもこれも欠けているという指摘があっても、この『ハンセン病文学全集』の意義は損なわれはしない。ただ、それぞれの巻に収載された「解説」のなかには、収録作品のすべてを読まなくても目をとおさなくても書けるとおもわれる、とても軽々しい内容のものもあり、それは作品への礼を欠くように感じた。

③もう 1 つは、岡山県が発行した『長島は語る 岡山県ハンセン病関係資料集』（岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会編）前編（2007 年、766 頁）、後編（2009 年、799 頁）。わたしはこの全 2 巻 1500 頁をこす大著を手にしていない。わたしのもとには、その PDF 版を収録した CD-R が 1 枚あるだけである。岡山県では、公共図書館などには冊子体の史料集を送付し、個人で必要とするばあいには送料は本人負担で CD-R を配布しているという。収録史料の PDF という様式は、portable document format の略語で、コンピューターの機種やアプリケーションの制約をあまりうけずにみることができる、ひとまず汎用性の高い仕組みである。冊子体と電子書籍の両様で史料集を刊行した岡山県の判断は、こののち療養所の史料を保存し公開するばあいに参照すべき好例である。

同書前編の「編集の方針と経過」によると、「本資料集は豊富に保存されていた一次資料（原本）を優先して掲載」したという。長島愛生園事務本館、邑久光明園自治会、岡山市立中央図書館光田文庫などで、「従来公開されてこなかった資料も収集できた」ため、また長島の二つの療養所とそれぞれの自治会の「全面的な協力のもとで極めて貴重な資料が豊富に収集できることになった」と史料の調査と収集がふりかえられている。

『長島は語る』では、文書資料、一次資料の掲載が優先されている。それは、この史料集編集の「基本的態度として、地名・人名を除けば極力資料の忠実な再現を図ってきた。それは資料が生み出された時代の歴史性を体現しており、そのありのままの姿を通してのみ歴史の真実に迫ることができるからである」という史料への向きあい方とかかわっている。また、「ハンセン病に関しては入所者の著作になる文学・証言等が生々しく隔離の実態を明らかにしており、数多く出版されている。この資料集と併せて読まれることを薦める」との指示もある。

歴史と史料 わたしたちは、過去の記録としての史料がなくては、たった 1 行の歴史も書くことができない。歴史を書くために不可欠の史料が少ない、とときに嘆かれるばあいがあるが、ハンセン病をめぐっては、文書であれ図書であれ、実際にはとても多くの史料が残されている。ただ、その史料への近づき方や、その史料の手に入れる仕方がまだきちんと整備されていない現状がある。史料集はその難儀を打開する大切な道具となる。

ただし、豊富に史料が残っているからといって、それを収納すれば史料集ができるほど、その編集と刊行は容易ではない。史料集になにを載せるか、それをどのように載せるか、載せる媒体は紙による冊子か、電子化されたディスクやインターネットを利用するのか、それぞれに工夫をこらす必要がある。(『青松』通巻第 653 号、2010 年 8 月、掲載)

(8)

文章表現 本稿の初出稿に、むつかしい、との御批評をいただいた。むかしの『藻汐草』や『報知大島』にはもっと難解な内容の文章が載っているといたくもあり、他方で、わかりやすすくないかもしれない、との自覚はあったと陳べておこう。とくにわたしのこの文章を音読して聞かせようとするときには、かなりわかりづらくなるかもしれないと感じていた。それというのも、わたしの文章は、たんに過去の史料になにが書いてあったとか、その史料をもとに過去になにがあったとかを議論するのではなく、かつてつくられた文章において、その時々のがらがどのように表現されているのか——その表現の仕方をおして歴史を考える手立てをつかんでゆくというスタイルをとっているからである。するといきおい、「 」によってくる引用が多くなってしまふ。過去の人びとの言い回しとわたしの論述が混在し、したがって、むつかしい、となってしまう。

気づいていたのなら改善すればよい、といわれそうだが、このスタイル自体をかえることはむつかしいし、どうするか、とのとまどいもあり、また、ここ 2 回は現在の大島青松園と歴史の記され方をめぐるようすについて書いたもので、問題を先送りしてきたわけだった。さて、ふたたび『報知大島』と自治について考えるにあたって、できるだけわかりやすさをこころがけつつ、おおむね、これまでのスタイルを大きくかえずに議論してゆくとしよう。

第 10 号発行 当初、「編輯人 大野鶴一」「印刷 企画部」「発行 青年団」によってつくられた逐次刊行物『報知大島』は、第 3 号から、印刷所が青年団、発行者が自治会となり、第 6 号からは印刷者が青年団企画部となり、1932 年 8 月には第 10 号の発行をみた（このときの編輯者は林健作）。それは、「十号を重ねたのみの汝はまだ若い」（上本隆重）ともいえるが、作り手からすれば「やつと十号を出すことが出来ました」（「あとがき」という感慨もある、1 つの区切りとなった。この祝福すべき号は、通常の 4 頁立て紙面にくわえて、「記念号附録（十号を迎えて）」（両面刷り）がついた 6 頁で組まれた（この綴りには判型の小さいもう 1 枚「外島視察員並野球団優待費／患者自治会常務委員会支出／明細表」が綴じられている）。「記念号附録」には、藤田穂心「吾等の報知」、砂広義雄（論題なし）、穂波生「雑誌記者としての体験より」、如是観（論題なし）、三宅清泉「総てを善意に解して」、宗内生「祝十号」、石本俊市（論題なし）、上本隆重（論題なし）、林焯石（論題なし）の九名が寄稿した（林の名には火へんに介の字がある。本稿の WEB 公開 PDF 版では文字が消えているかもしれない）。宗内生とは医員の宗内敏男で、彼以外は療養者である。彼らは第 10 号発行を記念して、どのような言辞を寄せたのだろうか。

砂広は、『報知大島』の発行は、「編輯局に働くジャーナリスト諸君の絶大なる努力の賜」との讃辞をおくった。ただし、刊行物は編集だけではなりたらず、そこに文章を寄せる書き手がいなくてはならないと、彼は在所者に奮起をうながす——「我が報知の寄書欄は島の中堅とも言はれている青年と、私にも自治の義務があると女性の躍進を意味するモットーまで叫ばれている」にもかかわらず、「寄書欄に青年、婦女子がその影を見せない事は、実に悲しむべき事」だというのだ。あわせて、「報知は徒らに不平不満を爆発させる理論機関」ではないと、寄書にさいしてのその書き方も指示している。『報知大島』は、「指導機関として将来益々、我等がサナトリウム発展の為に躍進すべき」機能を果たすメディアであれ、との励ましと期待である。

過去の 10 号分をみると、創刊号に掲載された青年団幹部による「声明書」には、「相愛青年団は島の中堅として存在し、其の自覚に依て生活しつゝあること」と明記され、また、団旗樹立式の所長の言葉として、「相愛青年団諸子は、中堅にて〔中略〕中堅たるの名に背

かず、団員たるの榮譽を全うするにあり」が記録され、青年団みずからの言葉か所長の発想なのかは不明だが、ともかく、自治活動を担い、『報知大島』の編集にあたるものたちは「島の中堅」という位置にあるとみられていたとわかる。また、自治をめぐっては、「私も自治の責任が一」（『報知大島を送る』第1号）、「自治の責任が私にもある」（KT生、第2号）と記されていたとおり、療養所の一員としてわたしも自治を担うとの自覚が表明されていた（自治の義務があるとの女性による寄書はみつからなかった）。

青年と女性とに寄書がうながされながらも、他方で、その欄が『報知大島』紙上で不平不満の爆発の場となっていると指摘されたのだった。

不平不満の場 本稿でこれまでにみてきたとおり、『報知大島』の寄書欄には、身近瑣事にかかわる相談、異議申し立て、改善要求、憤懣などが寄せられていた。それらもが自治の領分なのだ、との観点でわたしは療養所の自治を考えようとしてみた。だが、『報知大島』第10号の「記念号附録」に寄稿できる特別なものたちのいくにんかにとって、あまりに瑣末なことがらについての「声」が寄せられ、それを紙上にとりあげてきたことには、苦々しい思いがあったようだ。

たとえば、自治活動の進展を、「相互の望むユートピアも遠き夢の世界でなく、既に曙光が指してゐる」と喜ぶ藤田穂心は、「報知がその反面に悲しみをも報じてゐる様に思へる、例へば、投書欄なんかを読むと自治精神と云ふ美名の下に余りに不満の声の高いのに驚かされます」との嘆きもみせる。もとより「完全無欠」ではない制度なのだから、「相互が助け合ひ、導き合つて初めて自治精神が確立する」といえるのに、「報知投書欄には、自治会統治者を責むるものや、個人の感情を發表する為に使用されることが多い」と、現状の問題点を指摘した。石本俊市も、「“われらの声” 則投書欄には余りに暴露的な言辭を弄せられ、ために心有る者は反つて顰蹙せられたであらうと思ひます」と述べている。

改善策として、藤田は記名制を提案する。「私も自治の義務がある」と標語は言ふが、これが真実に理解されてゐるならば、そして自治を幾分でも助け得る記事ならば、何も匿名の必要はない」、投書者が自分の氏名を明示できないのであれば投書はやめよ、という。いふならば、『報知大島』に寄書するものたちを鍛えあげることによって、このメディアを「島

をよくする為の実際的武器」にしようとの狙いを示したのである。石本は、「われらの声」欄を廃止して、かわりに文芸欄を設けよ、という。どうしても投書欄が必要であるのならば、別紙附録として、「其頒布範囲を吾々の間だけか、尠くも当所内だけに止めた」り、記名することとしたりしてはどうかと勧めた。

投書は、じかに編集者にわたされたのか、なにか投書箱のようなものが設けられ、そこに投函されていたのか、その仕組みはわからない。石本のように自治推進の中核にいるものにとっては、名もわからず顔もみえないものたちによって、いたずらに療養所内の欠陥や不備が個人攻撃のように暴露されることは、自治にとっての妨げ、あるいは害となるとの判断があったのだ。これまでの投書欄を継続するのであれば、投書者の名を明らかにし、そのメディアを『報知大島』と分離したうえで、外部には隠せ、との指示である。

個と自治 日常の瑣事をめぐる不平不満と自治——第10号の発行を機に『報知大島』紙上で、あらためてこの問題が提起されたのである。これについての議論がどのように展開したのかは、いずれ述べることにする。ただこれまでの論述をふまえて論点を示しておく、自治を展開させるうえでの要諦は、1つに個と共同のかかわりぐあいだった。個を集団の全体に埋没させることなく、個々人がどのようにその集団の共同に関与してゆくのか、参画させるのが課題としてあった。こうした課題を論じ、解こうとする機関が登場したとき、そこには多くの苦情処理が寄せられ、その対応に担当者たちは倦んでしまったとの様相があらわれたのである。これに対し大島療養所の自治会は、投書欄の廃止、ないし閲覧制限の可能性を示してしまったのである（そうすると、この『報知大島』は島外にも発信されていたのだろうか）。これは問題や難儀の隠蔽、あるいは告発者への抑圧にもつながりかねない危うい方策だとわたしはおもう（もっとも記名投書の案もあったのだが）。

このとき、三宅清泉は、「総てを善意に解して」の論題のとおり、「私は総てを善意に解して喜んで見てゐる、一般からも色々出されたが、物事は思い様によりて良くもとれば悪くもとれるものである、総ては善意に解して読みもし出」しもするだろうとの懐の広い向きあい方をみせた。そのひととなりが多く療養者を魅了したと伝えられる、三宅ならではの応答といえよう。

島への愛 三宅の議論は、投書となってあらわれるような事案を隠す対応とは異なる方法を示していた。三宅はまず、「報知大島の出来たのは、島を愛する精神から生れたのである」と、その発端を確認する。それがあがるゆえに、さきにみた「善意に解」することができるのと鷹揚さにつながるのである。したがって、投書するとしても、それは「愛島の精神から出すのが本紙を愛する所以ではないからうか」との規準を提示する。これは、巧みな誘導であるとわたしはおもう。藤田のように、自治精神という美名にまぎれて不満をぶちまけるな、というのではなく、島への愛によって自分の行動をあらためてみつめなおせ、と指導するのである。

これはいいかえれば、各人の思考や行動には、島への愛の濃淡や強弱や硬軟があらわれているぞ、との呼びかけであり、三宅が「総てを善意に解して」の論題において、「万一にも、島を愛する精神に反する様なものが出た場合は、編集部に於いて十分に考へて貰いたい」との教示につながっている。やわらかなものいいではあるが、実態は、愛島精神に反する記事は編集部の権限で差し止めよ、との通告である。

自治とはなにか、どのようにすればよいのか——これは、自治会創立1年、機関紙発行10号を数えたこの時点でも、依然として曖昧模糊とした検討継続の問いであった。いわば審議継続中の『報知大島』紙上に、だんだんと島への愛が載ってきたのである。

たとえば、「打算的な独善的なエゴイスト」や「日和見的、卑怯者」を排し、「島の浄化」「自治の発展」を目指すところで、「真に島を愛する」との規範が掲げられ（葱坊主生「阿呆でいゝか」『報知大島』第三号）、同紙第6号の「われらのこゑ」欄には「愛島生」の署名が登場していた。『報知大島』が創刊された1932年時の療養所の名称は、大島療養所だったが、愛所ではなく「愛島」が望むべき精神をあらわす語に選ばれたのだった。

療養所では、会えない母への愛があらわされたり、療養者のあいだでの相愛がもとめられたりする。そうしたなかでの愛島の提示である。これからも、この療養所での「愛」に注目してゆこう。（『青松』通巻第654号、2010年8月、掲載）

リクエスト 大島にゆくと毎回お会いする方から、この連載への要望があった。初めてのことだ。ぜひ、長田穂波さんが書いたとかげの文章を載せてほしいという。それは、「とかげと私」と題され、「長田氏が永眠されて遺稿の中から出たもので未発表の随筆であります」との附記がついて、『楓の蔭』という逐次刊行物の第181号に載った文章である。掲載は1946年10月のこと。穂波が亡くなってもうすぐ1年というころだった。その方はたぶん、わたしの「長田穂波遺稿－死んだ穂波の遺したものは」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.129、2010年4月）という文章をお聞きになったのだとおもう。インターネットを使えばどこでもみられる文章だが、リクエストに応じてここにまた穂波のその遺稿を転載し、いくつかのこころ覚えを記そう。

長田穂波「とかげと私」 以下に、「とかげと私」の全文を載せる。

大分前の事です、私は島の横穴で聖書を勉強したり、お祈をしてゐました。

御飯を食べる時と寝る時だけ寮に帰ります。あとは朝から晩までこの穴に入りきりです。そう六、七年も続いたでせう。よく食事を忘れて、夜の更けたのも知らずに居ることもありました。風の日はずいぶん平気でしたが、雨の日はびしょびしょになつたこともあり、又夏は暑くてつい書物に面を伏せて眠つて^Uしまひ、書物もノートもクチャクチャにしてしまった事もあります。祈り勞れて夜をふかし目が、さめてみると体が霜で真白になつてゐた時は驚きましたね。

ある時、ふと穴の横を見ると四、五糎ばかりの小穴が私の方に向つて開いてゐます。入口には苔が青々と生えてゐる。探つてみると私の穴の近くまで通じてゐる、何の穴だらう、蛇かしらん、それとも蟹かな。

翌日私が、いつものようにそこで祈り、静かに讚美歌「われらも愛せん愛のみ神を」と歌つてゐると、ひよこりその穴から顔を出したのがあります。トカゲだ。ハハア、トカゲの穴だつたのか。私は歌をやめて暫くこの可愛い同居者を見つめてゐました。

それから一ヶ月たつて、私が小声で歌ふと、隣の穴の主人公は必ず出てきて聞いてゐるのに気がつきました。高い声で歌ふと逃げて行くのです。三ヶ月たつて少し位大きな声を出しても逃げぬどころか、本を読んでゐると私の穴へ来て遊ぶやうになりました。

夏も過ぎて初秋になりました。トカゲとお友達になつて七ヶ月です。今では私の膝の上で遊び、体を動かした位では逃げなくなりました。

或日彼が蠅を捕へて食べるのを見て何か悲しい気持がしたので、低い声で叱りますとココソ自分の穴へ入つてしまひ、その日はいくら小声で歌つても出て来ませんでした、ハア可愛がる声と叱る声とを聞き分けられるのだなあと感心しました。

又こんなこともありましたよ、夕方私の穴へ行つてみるとトカゲ君の姿が見えません、小声で呼んでも出て来ません、耳を澄ますと何かガサガサ云ふ音がします。ふと見ると十米^{〔ぼか〕}許り向ふの草むらで二匹のトカゲが、はげしく戦つてゐるではありませんか。いき使ひも荒く、紅い口を大きく開いて食ひ合ふのです。二匹とも同じやうで、どちらが^{〔マア〕}倒の隣の主人か判りません。私は思はず「中止」とどなると一匹は大急ぎで遠くへ逃げて後を振りかへつてゐる。今一匹はどうでせう。私の足もとにすりよつて来て、私を見上げてゐるではありませんか。私は低い声で「けんかしてはいけないよ……サアお帰り」そう云ふとガサガサ走つて自分の穴に入り、半分体を出してハアハア云ふてゐましたが、余程疲れたと見えて間もなく眠つて了ひました。

次の年の五月、療養所拡張工事の地^{〔じなら〕}均しで、私の穴も、トカゲ君の住居も崩され、あと形もなくなつて了ひました。私は空いてゐる室を探しては通つて勉強しました。でも折々はトカゲ君はどうしたらうなと思ふことがありました。

又秋になりました。或日、読書に疲れ、海岸近くを散歩してゐました。ふと頭の上の崖の岩角に二匹のトカゲが遊んでゐるのに気がつきました。何とも云へぬなつかしさが胸にこみ上げてきました。私は崖に近づいて行きました。高さは二米以上もあります。二匹のトカゲは私を見下してゐます。

「オイオイ」私は細い声で呼びました。一匹はあはてゝ一米許り退きましたが、今一匹の方はぐつと頭を傾けてゐます。私はいつもよく歌ふ「われらも愛せん」を静かに歌つてみました。するとどうでせう。いまのトカゲは身をひるがへし、岩角から私の上に落ちてきたではありません^{〔マア〕}が。

私は、嬉しくて耐へられずつい強く触りすぎたかと思ふと、あはてて崖を^{〔は〕}這ひ登り前

の崖の上から又ジツとこちらを見つめてみました。

私は、このなつかしい友達の姿を仰ぎ乍らいつまでも讚美歌を口づさみました。

以上が全文。『楓の蔭』は日本救癲協会（東京都千代田区）が発行していた機関紙で、日本救癲協会は日本 MTL という名称だったときもある。この『楓の蔭』に穂波は、いくつかの論稿を寄せたことがあり、彼の没後には、その遺稿のいくつかが載せられた。

横 穴 『『靈交会史』と言ふに近いもの、又、療養所の実相にも近い』と予告された「恩寵の花片」という題の記事が、『靈交』第 201 号（1935 年 8 月 10 日）から連載された。ここではキリスト教信徒への「迫害」が想起されている。靈交会創立ののちには「外部の迫害は〔中略〕再燃した」ことや、会員の離反もあって、「折角に生れし会は、一時にして止むなく閉会し解散」したことなど。すると、「^{〔こゝ〕}此処に於て穂波は、山腹の穴居勉強を初めた」という（『靈交』第 203 号、同年 10 月 10 日）。

しかしこのいわば試練も、「山腹の穴居、それは大なる恵であつた」と回想される（『靈交』第 204 号、同年 11 月 10 日）。このほら穴で穂波は、

聖書研究もなし、^{〔いのりかい〕}祈会も^{〔そこ〕}其処でした。内部が浄化されて、穴に居て島の出来事が予感せられた。又、虫類が微音な音楽を好み、且に^{〔な、じ〕}馴みて甚だ好意を持つて呉るものである事を知った、特にトカゲなどは掌中に眠り、呼ぶ声を知つて身边にマツバリ附く迄に親しくなつたのであつた。

と、靈交会の歴史のなかの出来事として、かつてのほら穴での信仰のようすが記録されている。穂波の遺稿として掲載された未発表の随筆に記された穂波とトカゲとの奇妙な、しかし微笑ましい交流は、靈交会とその会員にとっては過酷このうえない「迫害」のさなかの出来事だったようだ。

余 沢 さて、2020 年 7 月に、大島を会場の 1 つとする「瀬戸内国際芸術祭 2010」が始まった。大島では「やさしい美術プロジェクト」による「つながりの家」を主題とした作品が展示され、新聞報道ではその「目玉」として解剖台が紹介された⁵⁾。芸術祭開催中の 7

⁵⁾ 展示作品解剖台については、阿部安成「解剖台顕現—国立療養所大島青松園と瀬戸内国際芸術祭 2010 と展示作品解剖台」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.140、2010

月下旬に、調査のために大島にわたったとき、穂波の遺影の提供をうけた。正確には遺影を写した写真をいただいた。

穂波の遺影については、それが 3 葉あることをわたしはべつなところすでに紹介している。2010 年 7 月に提供されたもう 1 葉の遺影は、穂波の遺稿選集第 1 巻『福音と歓喜』（藤本正高編、聖約社、1950 年）と手書きでづくりの回覧誌『青松』（第 17 号、1946 年 1 月）にみえる写真と同一だとおもうが、さきにみた 2 葉にはなかった情報がそこにあった。それが、写真を貼った台紙にあるキャプションで、「故長田穂波氏遺影・解剖台上ニテ／昭和二十年十二月十八日永眠」との記述から、穂波の遺体が解剖台のうえにあったことがわかる。もっともこの情報はこれまでまったく知られていなかったのではなく、『青松』の穂波追悼号（第 17 号）に掲載された医官林文雄による「臨終前後」との題の稿に、「彼の良い写真がないので剖見台上で撮影する」と記されていた。さきの写真のキャプションは、だれが、どういう経緯で記したのか、その情報はないものの、穂波の遺影のごくちかくに撮影情報として解剖台のことが記されたのは、これだけである。

大島の療養所には解剖台が 2 台あったという。穂波の遺体が乗せられた台が、芸術祭の展示作品となったコンクリート製か、あるいはいまでも浜に埋まっているという御影石製かは、わからない。それはともかく、穂波についての情報がまた 1 つ増えたのだった。

もう 1 つ、2010 年 8 月の大島調査のときに、すでに配布しおえたリプリント版『靈交』への礼状がいくつも靈交会に寄せられ、そのなかの 1 つ、かつて靈交会と深い交流のあった ^{たちばな・はじめ} 橘 新のご遺族からの書信に、穂波の著述についての情報が記されていると教えられた。それは、送られてきた『靈交』をみて、かつて読んだ『基督教家庭画報』に穂波の文章が掲載されていることを思い出したというものだった。

大学にもどってさっそくいくつかのデータベースで検索すると、『基督教家庭画報』というタイトルの逐次刊行物はまったくヒットしなかった。調べてゆくなかで、おそらく『基督教家庭新聞』が指摘された文献ではないかと目星をつけた。それは現在、梅光学院大学図書

年 10 月) や阿部安成ほか「コンクリート塊の牽引—瀬戸内国際芸術祭 2010 の解剖台展示とハンセン病療養所における死をめぐる生活環境」(『滋賀大学環境総合研究センター研究年報』第 8 巻第 1 号、2011 年 10 月) などを参照。

館（下関）、日本近代文学館（東京）、東北学院大学中央図書館（仙台）にだけあるとわかった。この逐次刊行物は、大島にはまったく残っていない。穂波の文章が載っているのか、あるとしてどういった文章を寄せたのか、調査が待ち遠しいところだ。

さらにもう1つ、2010年9月に調査のため大島を訪れたさいに、穂波の遺言書を写した写真の提供をうけた。これは、わたしには大きな驚きだった。穂波について3つめの追加情報となる。その遺言は、400字づめ原稿用紙1枚にぴたりと納まる文面で、執筆の日付は1944年8月1日。穂波が亡くなる1年以上もまえのものだった。原稿が出版されたばあいの印税を霊交会に寄贈するなど、仕事のことを霊交会第一と考えている穂波の意思が記されている。

この遺言には、気になる文が1つある。3つめの一つ書きのなかの、「自分の肉体は余り善きものでなかつた」という1文である。ここで穂波はなにを書き残そうとしたのか、これは穂波のなにをあらわしているのか——この点については、機会をあらためて考えるとしてよう⁶⁾。

お終いにもう1つ、9月の調査にでかける前々日に、ウェブサイト日本の古本屋で検索したところ、穂波の『祈の泉』（修養団高知県联合会、1932年）がヒットした。これまでもこのサイトで古書検索をなんどもしたが、穂波の著作でヒットするのは『靈魂は羽ばたく』ばかりだった。このときは、「修養団」で検索してヒットした。これまでの検索にひっかからなかったその理由は、著者名が「長田補波」と誤記されていたからだ。修養団高知県聯合会が発行したこの『祈の泉』がみつかったことで、よりいっそう穂波と修養団についての理解がすすむだろう。これで、所在不明、未見の穂波の著作は、残りただ1冊となった。

この数か月のあいだで、穂波をめぐるいくつもの偶然の出来事が起こった。遺影キャプション、寄稿紙、遺言、著作についての4つの情報をたまたま得るとともに、そのうちの3つがわたしの手元にいまあるという幸いを感じている。（『青松』通巻第655号、2010年12月、掲載）

⁶⁾ 阿部安成「自分の肉体はあまり善きものでなかつた—長田穂波遺言」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.139、2010年9月）を参照。

(10)

長田穂波を想う 大島の療養所に生きた長田穂波についての評伝や伝記は、ほぼない。ほぼ、と記したのには理由がある。香川県立図書館にある逐次刊行物『讃岐公論』（讃岐公論社発行）に、「隠れたる世界的詩人長田穂波の伝記—大島青松園に生涯を過ごせる」という題の連載があったからだ。同誌第 41 巻第 2 号（1971 年 2 月）に始まった連載は、第 7 回をもって同誌第 41 巻第 8 号（1971 年 8 月）誌上で突然に終わってしまう。執筆者草林潤之助がどういう人物なのかもわからず、彼がなにを典拠として伝記を執筆したのかもわからない。伝記とはいえ、かなりフィクション性の強い記し方にみえる。これを穂波の評伝や伝記に数えあげてよいものかどうかの迷いがあり、ほぼない、と書いたのだった。

穂波は決して知られていない人物ではない。「忘れられた」と書いてしまうと、そのようなことはない、と叱られてしまうかもしれない。だが、さきにふれた連載題目にもあったとおり、穂波が「隠れたる」などと形容されてしまうにはそれなりの理由がある。穂波が、どこに、なにを書いたのか、その全容がわかっていないのだ。彼の単行本ですら、そのすべてがまだみつからない。大島の外で発行された刊行物に、どれだけの数の稿を穂波が寄稿していたのか、ほとんどわかっていないのである。

わたしは、穂波が、療養所のなかでもっとも多く文字を書き、稿を綴っていった療養者のひとりだとおもっている。ところが、北条民雄や明石海人ほど知られてはいず、彼の作品が公共図書館で読める機会はかぎられている。また、彼の精神や思想も継がれてはいないようにおもう。そうした穂波についての情報が寄せられることは、なによりの幸いなのだ。

穂波の文章を追う 前号につづけて今回は、あらたにわかった穂波が寄稿した稿について記すでしょう。前回は、Webcat Plus という図書検索のデータベースによって、『基督教家庭新聞』が梅光学院大学図書館（下関）、日本近代文学館（東京）、東北学院大学中央図書館（仙台）にあると示した。その後、個別に大学図書館の OPAC などを検索して、国際基督教大学（東京）と東京神学大学（東京）の図書館、大阪府立中央図書館（東大阪市）にも『基督教家庭新聞』があるとわかった。データベース上では、これら 6 館での所蔵分によ

って、『基督教家庭新聞』は『日曜世界』から誌名をかえた第 19 巻第 1 号（1926 年）から第 37 巻第 2 号（1944 年）までのすべてがあることとなるとわかった。

この『基督教家庭新聞』には、穂波の詩や彼が書いた教会堂新築の記事が載り、あるいは、かつて療養所に職員として在籍していた宮内岩太郎が投稿した短歌もみえる。『基督教家庭新聞』は、新聞という名称ながらも毎号 30 頁をこえる厚さの雑誌の体裁をとり、各号の表紙は歴史上の出来事にちなんだ絵やラファエロなどの絵画が用いられている。第 33 巻第 8 号（1940 年）の表紙は、林竹次郎の「朝の祈り」が使われた。この絵の複製が霊交会教会堂図書室や、確か眉山亭にもあったとおもう、大島の人びとにとっては馴染みある絵画だろう。

いくらか大島とつながりのある『基督教家庭新聞』は、不思議なことに大島では 1 部もみつかっていない。この逐次刊行物に掲載された穂波の作品は、場所をあらためてその全文を転載する予定である。

『基督教家庭新聞』を読みすすめるなかで、1 つの記事から有益な情報を得た。同誌に連載された「現代宗教詩の鑑賞」の第 3 回でとりあげられた穂波の詩は、『基督教詩歌』という逐次刊行物に載った作品だとその記事は伝えていた。穂波が寄稿していた雑誌がまた 1 つわかったのだ。

それを紹介するまえに、この「現代宗教詩の鑑賞」で、どのように穂波がとりあげられたのかをみよう。穂波は、1928 年にその最初の著書『靈魂は羽ばたく』という誌集を刊行していた。それ以来、「^ミ教界にその名を知られ」、「いまなほ熱烈な信仰に生き」、「現代のヨブといはれてゐる人」だとの紹介である。もとよりキリスト教信徒のなかで、あるいは、キリスト教にかかわる文学や慈善の世界において、といった限定があるだろうが、いまにくらべるとはるかに穂波はよく知られた人物だったといつてよい。

さて、『基督教詩歌』について述べよう。やはりこれを図書検索のデータベースで探してみると、さきの『基督教家庭新聞』より少ない 2 館だけの所蔵だとわかった。『基督教家庭新聞』の発行地が大阪だから、それが大阪府立中央図書館にあるのはよくわかる。『基督教詩歌』は、一時期だけ東京に発行地を移したがそのほとんどは仙台で刊行された逐次刊行物

だった。しかし仙台のミッション系大学にも宮城県内の公立図書館にもまったくなく、なぜか茨城大学図書館と、文学系の雑誌を幅広く所蔵している日本近代文学館にだけこれがあった。両館での所蔵をあわせると、1936年の創刊から1942年の終刊までのあいだに刊行された号のおよそ7割があることとなる。

同人になった穂波 『基督教詩歌』はほぼ毎号、きりすと教詩歌社につどう同人の名簿を掲載している。15名で始まったその同人たちに、あらたに6名がくわわったそのなかに、大島の穂波がいた。1936年11月発行の第1巻第3号から、穂波はきりすと教詩歌社の同人となり、『基督教詩歌』にその詩を投稿することとなった。毎号というわけではないが、穂波は「除夜の鐘」「靈交」「わが身を語る」といった題の詩を寄せてゆく。これらもまた場所をかえて紹介するとしよう⁷⁾。

穂波の詩への評を1つあげよう。同人の蓬田吉次郎が穂波の「除夜の鐘」を評した文章である。

除夜の鐘 長田穂波／作者独自の体験より湧き出でし力強き信仰詩である。体体として渾一したうるほひがあり力強い美しさがある。之が真個の讚美であらう。この作者の上に祝福を祈る。

穂波が発信する「力強」さへの好評である。

『基督教詩歌』誌上で、「全国基督教詩歌人住所録」が披瀝されることがある。そこにみえる俳人の原田嘉悦は、東京の全生病院での療養者だった。ただし彼はきりすと教詩歌社の同人ではない。穂波とおなじ同人となった藤本東風は群馬の栗生楽泉園にいた療養者とおもわれるが、はっきりとしたことはわからない。彼はやがて誌上の同人名簿からその名が消えてしまう。

こうしてみると、『基督教詩歌』をめぐる、その創刊後まもないころから終刊のときまで一貫して同人にその名をつらね、しかも作品を断続にではあれ寄稿しつづけてきた療養者は穂波ひとりだけだったといえる。そしてこの当時、こうした同人誌に療養所からくわわっ

⁷⁾ 阿部安成「同人穂波－『基督教詩歌』誌上の長田穂波」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.143、2011年1月)を参照。

ていた例はほとんどなかったのではないだろうか。穂波はとても希有な療養所の詩人だったとおもわれる。



『青松』の朗読が園内放送で流れることは知っていた。介護の方からうかがったのだとおもう。2012年9月7日の調査時に、ちょうどその放送にゆきあたった。自分の文章がだれかに読まれ、それを聞く機会は、まず、ない。聞いていてごつごつした文章だと感じ気恥ずかしかった。まえに記したわかりにくさにつうずる、わたしの文章の難点だ。

聞いてわかりやすい文章にあらためようとそのときおもったものの、いっこうにその余裕がなく、締め切りまぎわに慌てて書くくりかえしだ。

すでに提出した2013年最初の発行号に載る原稿も、これまでとスタイルはかわらない。朗読にたえうる文章が書けるよう、2013年にはそう努めよう。(2012年12月18日記)